現　行	改　正	備　　考
給水装置工事施行基準 （　2025.4 改正版　）	給水装置工事施行基準 （　2026.4 改正版　）	**【修正】** 改正年月を変更
鹿　児　島　市　水　道　局	鹿　児　島　市　水　道　局	

現　行	改　正	備　考
第３節　貯水槽水道の維持管理 １　管理人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-1** ２　使用上の注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-1** ３　点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-2** ４　清掃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-2** ５　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-2** **参　考　資　料** 資料１　水道の水理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-1-1** 資料２　直管換算表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-2-1** 資料３　３階直結給水基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-3-1** 資料４　直結増圧式給水設計施行基準 ・・・・・・・・・・・・ **参-4-1** 資料５　増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準 ・・・・ **参-5-1** 資料６　各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の 各戸メーター等設置基準 ・・・・ **参-6-1** 資料７　特定施設水道連結型スプリンクラー設備 の取扱いについて ・・・・・ **参-7-1** 資料８　流量表（給水） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-8-1** 資料９　計算例（給水） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-9-1** 資料10　給水装置自主検査チェックリスト ・・・・・・・・・・ **参-10-1** 資料11　給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 ・・・ **参-11-1** 資料12　道路工事現場における標示施設等の設置基準 ・・・・ **参-12-1** 資料13　鉛管の接合(応急時の技術資料) ・・・・・・・・・・・ **参-13-1** 資料14　水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管の止水工法(応急時の技術資料) ・・・・ **参-14-1** 資料15　水質管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-15-1** 資料16　検定公差及び使用公差 ・・・・・・・・・・・・・・・ **参-16-1** 資料17　国道（直轄）における給水管（φ50㎜以下） の管種について ・・・ **参-17-1** 参考文献	**第３節　貯水槽水道の維持管理** １　管理人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-1** ２　使用上の注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-1** ３　点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-2** ４　清掃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-2** ５　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4-3-2** **参　考　資　料** 資料１　水道の水理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-1-1** 資料２　直管換算表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-2-1** 資料３　３階直結給水基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-3-1** 資料４　直結増圧式給水設計施行基準 ・・・・・・・・・・・・ **参-4-1** 資料５　増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準 ・・・・ **参-5-1** 資料６　各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の 各戸メーター等設置基準 ・・・・ **参-6-1** 資料７　特定施設水道連結型スプリンクラー設備 の取扱いについて ・・・・・ **参-7-1** 資料８　流量表（給水） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-8-1** 資料９　計算例（給水） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-9-1** 資料10　給水装置自主検査チェックリスト ・・・・・・・・・・ **参-10-1** 資料11　給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 ・・・ **参-11-1** 資料12　道路工事現場における標示施設等の設置基準 ・・・・ **参-12-1** 資料13　鉛管の接合(応急時の技術資料) ・・・・・・・・・・・ **参-13-1** 資料14　水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管の止水工法(応急時の技術資料) ・・・・ **参-14-1** 資料15　水質管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **参-15-1** 資料16　検定公差及び使用公差 ・・・・・・・・・・・・・・・ **参-16-1** 資料17　国道（直轄）における給水管（φ50㎜以下） の管種について ・・・ **参-17-1** 資料 18　鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム 利用に関する取扱 ・・・ **参-18-1** 参考文献	**【項目の追加】** ・電子申請導入に伴い、 電子申請の取扱について 参考資料へ追加

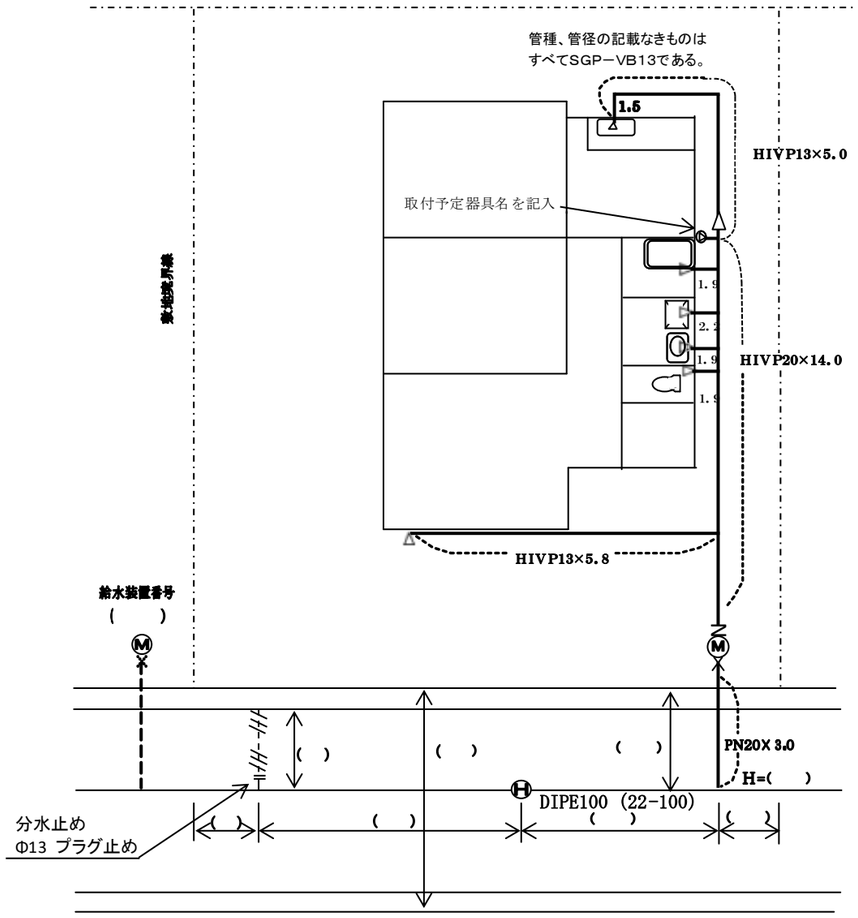
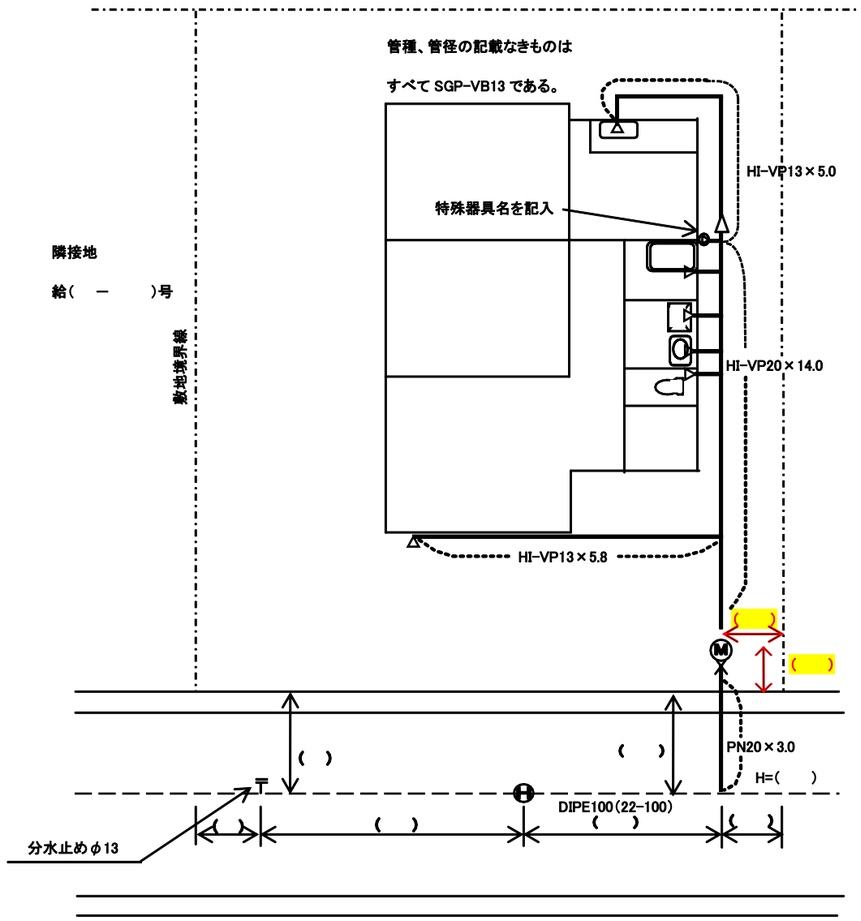
現　行	改　正	備　考
第２節　工事施行に伴う申請手続等 １　給水装置工事の施行承認 1.1　施行承認の意義 給水装置の工事をしようとする者は，あらかじめ管理者に申し込み，その承認を受けなければならない。 これは，管理者の配水管を損傷しないこと，他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと，また，水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。 ※　管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは，条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。 1.2　施行承認する工事 ⑴　給水装置を新設する工事 ⑵　給水装置を改造する工事 ⑶　給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事 ⑷　給水装置を撤去する工事 1.3　承認要件 ⑴　給水区域内であって，当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。 ⑵　当該給水装置による計画使用水量が，分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。 ⑶　当該給水装置の口径は適正であること。 ⑷　計画使用水量は，効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。 ⑸　メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。 ⑹　当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は，その既設給水装置を撤去すること。 ⑺　その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。 1.4　施行承認の申込み 施行承認の申込みは，施行規程様式第１号に必要事項を記入して管理者に提出する。 ⑴　給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書 ア　装置場所 給水装置を使用する場所の所在地を記入する。 イ　申請者 給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入する。法人等の場合，代表者氏名も記入する。また，氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。 ウ　給水装置番号 2-2-1	**第２節　工事施行に伴う申請手続等** １　給水装置工事の施行承認 1.1　施行承認の意義 給水装置の工事をしようとする者は，あらかじめ管理者に申し込み，その承認を受けなければならない。 これは，管理者の配水管を損傷しないこと，他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと，また，水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。 ※　管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは，条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。 1.2　施行承認する工事 ⑴　給水装置を新設する工事 ⑵　給水装置を改造する工事 ⑶　給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事 ⑷　給水装置を撤去する工事 1.3　承認要件 ⑴　給水区域内であって，当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。 ⑵　当該給水装置による計画使用水量が，分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。 ⑶　当該給水装置の口径は適正であること。 ⑷　計画使用水量は，効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。 ⑸　メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。 ⑹　当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は，その既設給水装置を撤去すること。 ⑺　その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。 1.4　施行承認の申込み 施行承認の申込みは，申請方法に応じた必要書類を用意し管理者に提出する。電子申請を利用する際は，「鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱」（資料 18）を併せて参照のこと。 ⑴　給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書（施行規程様式第１号） ア　装置場所 給水装置を使用する場所の所在地を記入する。 イ　申請者 給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入する。法人等の場合，代表者氏名も記入する。また，氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。 2-2-1	【申請方法の追加】 ・手続方法に電子申請が追加されることに伴い、電子申請の取扱について追記 【様式番号の追記】 ・給水装置工事申請・設計書に様式番号を追加

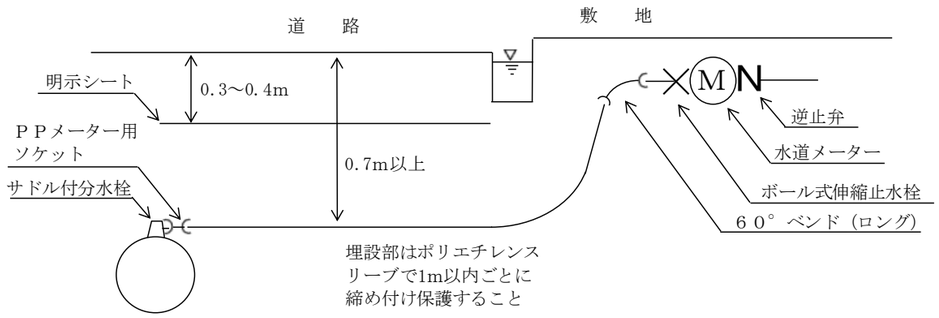
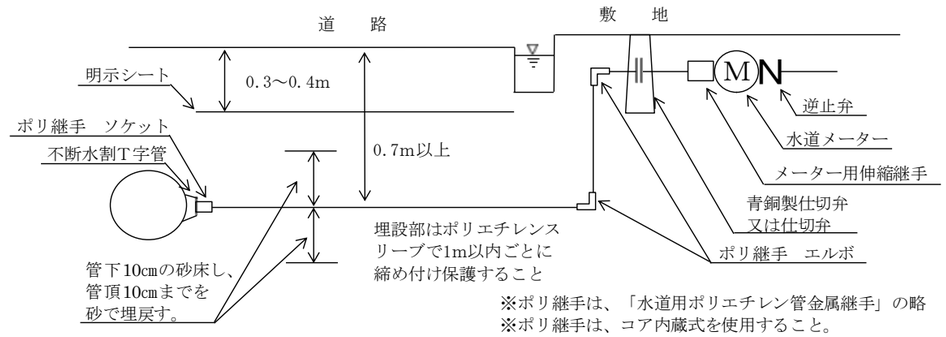
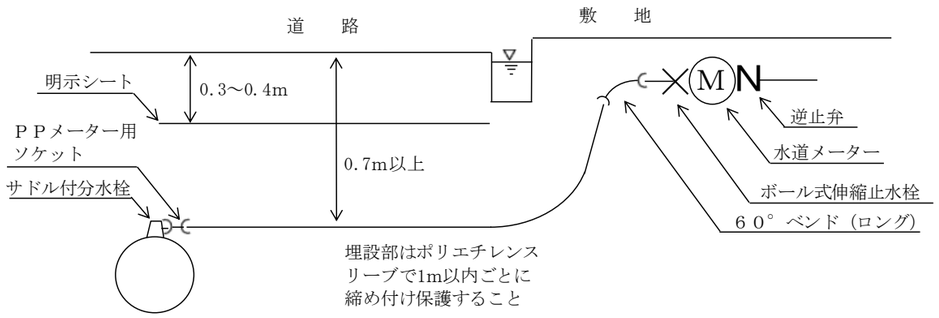
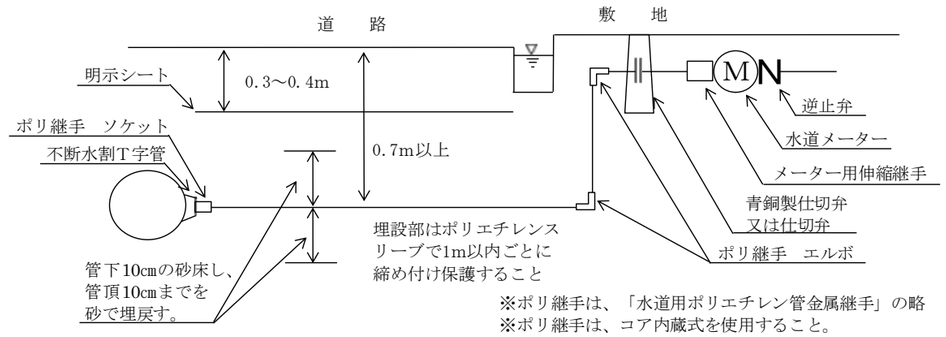
現　行	改　正	備　　考
エ　利害関係者確認 当該給水装置において利害関係人が存在する場合には，承諾を確認する。 オ　誓約事項 給水装置について，以下の内容を誓約するものである。誓約内容について，申請者が納得することが必須である。 (ｱ) 給水装置について第三者からの異議の申し立てを受けたときは，私方で責任をもって解決すること (ｲ) 水道メーター及び給水装置は条例に従い保管・管理すること (ｳ) 給水装置に起因する問題が生じた際は，申請者が責任を持って解決すること (ｴ) 各種給水方式の選択・設備を設ける場合の誓約 (ｵ) 竣工後，申請者は指定給水工事業者から竣工図を基に説明を受け，施行内容について確認すること ⑵　委任状 ア　委任日 イ　工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合，代表者氏名も記入する。 ウ　指定給水工事業者 工事等を受任する指定給水工事業者の商号，代表者氏名及び住所を記入する。 エ　工事箇所（装置場所） オ　管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。 (ｱ) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き (ｲ) 工事施行 (ｳ) 工事に係わる給水負担金，設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限 給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲については，申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。 1.5　給水装置における施行承認の保留 給水装置においては，例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁から管理者に違反建築であるとして，一時的に承認を保留することがある。 このことは，安全，快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力するものとして，給水義務の履行に影響のない範囲において，違反建築物の発生防止を図るために行っているものである。 指定給水工事業者においても工事の受注に際しては，建築確認書等により違反建築物でないことを確かめ，違反建築物である場合は，違反理由が解消したのちに工事を申し込むよう説明するなどの配慮が必要である。 2-2-2	ウ　給水装置番号 エ　利害関係者確認 当該給水装置において利害関係人が存在する場合には，承諾を確認する。 ⑵　委任状（施行規程様式第１号の４） ア　委任日 イ　工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合，代表者氏名も記入する。 ウ　指定給水工事業者 工事等を受任する指定給水工事業者の商号，代表者氏名及び住所を記入する。 エ　工事箇所（装置場所） オ　管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。 (ｱ) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き (ｲ) 工事施行 (ｳ) 工事に係わる給水負担金，設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限 給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲については，申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。 カ　誓約事項 給水装置について，以下の内容を誓約するものである。誓約内容について，申請者が納得することが必須である。 (ｱ) 給水装置について第三者からの異議の申し立てを受けたときは，私方で責任をもって解決すること (ｲ) 水道メーター及び給水装置は条例に従い保管・管理すること (ｳ) 給水装置に起因する問題が生じた際は，申請者が責任を持って解決すること (ｴ) 各種給水方式の選択・設備を設ける場合の誓約 (ｵ) 竣工後，申請者は指定給水工事業者から竣工図を基に説明を受け，施行内容について確認すること 1.5　給水装置における施行承認の保留 給水装置においては，例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁から管理者に違反建築であるとして，一時的に承認を保留することがある。 このことは，安全，快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力するものとして，給水義務の履行に影響のない範囲において，違反建築物の発生防止を図るために行っているものである。 指定給水工事業者においても工事の受注に際しては，建築確認書等により違反建築物でないことを確かめ，違反建築物である場合は，違反理由が解消したのちに工事を申し込むよう説明するなどの配慮が必要である。 2-2-2	【様式番号の追記】 ・委任状に様式番号を追加 【様式見直しに伴う項目順序修正】 ・申請書、委任状の様式見直しに伴い、⑴オ→⑵カへ移行 【様式見直しに伴う項目順序修正】 ・申請書、委任状の様式見直しに伴い、⑴オ→⑵カへ移行

現　行	改　正	備　考
第３節　設　　計　　審　　査 給水装置の工事をしようとする者は，あらかじめ管理者に申し込み，その承認を受けなければならない。 ⑴　給水装置工事の申込み 工事の申込みをしようとする者は，指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を選定しなければならない。よって，申込者から委任を受けた指定給水工事業者は，その工事を施工する場合は，規定する設計書により，あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。 ⑵　設計審査の目的 設計審査は，給水装置工事の適正施行を確保するため，工事着手前に設置しようとする給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。 ⑶　設計審査を要する工事 指定給水工事業者が施行する給水装置の新設，改造，修繕，撤去の工事。 １　設計審査の申込方法 ⑴　提出書類 給水装置工事の新設，改造，修繕又は撤去を行うときは，施行規程様式第１号に必要事項を記入して提出する。 ア　給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書 イ　委任状 ⑵　「給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書」の記入方法 各記入欄に次の事項を記入する。 ア　装置場所 工事箇所の住所を記入する。土地使用承諾，支管分岐等利害関係者の承諾が必要な場合は，別途承諾書等を提出する。 イ　申請者 申請者の氏名及び住所を記入する。法人等の場合，代表者氏名も記入する。また，氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。 ウ　給水装置番号 エ　指定給水工事業者 指定給水工事業者の商号，指定番号，代表者氏名及び住所を記入する。 オ　主任技術者 2-3-1	**第３節　設　　計　　審　　査** 給水装置の工事をしようとする者は，あらかじめ管理者に申し込み，その承認を受けなければならない。 ⑴　給水装置工事の申込み 工事の申込みをしようとする者は，指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を選定しなければならない。よって，申込者から委任を受けた指定給水工事業者は，その工事を施工する場合は，規定する設計書により，あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。 ⑵　設計審査の目的 設計審査は，給水装置工事の適正施行を確保するため，工事着手前に設置しようとする給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。 ⑶　設計審査を要する工事 指定給水工事業者が施行する給水装置の新設，改造，修繕，撤去の工事。 １　設計審査の申込方法 ⑴　提出書類 給水装置工事の新設，改造，修繕又は撤去を行うときは，以下の書類に必要事項を記入して提出する。電子申請を利用する際は，「鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱」（資料 18）を併せて参照のこと。 ア　給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（施行規程様式第１号） イ　委任状（施行規程様式第１号の４） ⑵　「給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書」の記入方法 各記入欄に次の事項を記入する。 ア　装置場所 工事箇所の住所を記入する。土地使用承諾，支管分岐等利害関係者の承諾が必要な場合は，別途承諾書等を提出する。 イ　申請者 申請者の氏名及び住所を記入する。法人等の場合，代表者氏名も記入する。また，氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。 ウ　給水装置番号 エ　指定給水工事業者 指定給水工事業者の商号，指定番号，代表者氏名及び住所を記入する。 2-3-1	【申請方法の追加】 ・手続方法に電子申請が追加されることに伴い、電子申請の取扱について追記

現　行	改　正	備　　考
当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入する。 カ　申請概要 建築種別，建物概要等を記入する。 キ　工事申請日・竣工予定日 当該工事の工事申請及び竣工予定年月日を記入する。 ク　工事費（必要に応じ），使用材料 ケ　位置図 コ　設計条件及び設計図 ⑶　「委任状」の記入方法 ア　委任日 イ　工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合，代表者氏名も記入する。 ウ　指定給水工事業者 工事等を受任する指定給水工事業者の商号，代表者氏名及び住所を記入する。 エ　工事箇所（装置場所） ２　審査項目 管理者は，次の項目について給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合しているかを審査し，同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。 ⑴　所要水量 ⑵　分岐箇所 配水管又は既設管の位置，管種及び口径の確認 ⑶　配　　管 管種，配管位置及び構造等の適否 ⑷　止水栓及びメーターの設置位置の適否 ⑸　給水管口径の適否 ⑹　メーター口径の適否 ⑺　取付器具及び使用材料の適否 ⑻　危険防止 逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否 ⑼　受水槽容量並びに構造及び材質の適否 ３　手数料等の納入 給水装置工事申請の設計審査承認後に，給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納入すること。 2-3-2	オ　主任技術者 当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入する。 カ　申請概要 建築種別，建物概要等を記入する。 キ　工事申請日・竣工予定日 当該工事の工事申請及び竣工予定年月日を記入する。 ク　工事費（必要に応じ），使用材料 ケ　位置図 コ　設計条件及び設計図 ⑶　「委任状」の記入方法 ア　委任日 イ　工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合，代表者氏名も記入する。 ウ　指定給水工事業者 工事等を受任する指定給水工事業者の商号，代表者氏名及び住所を記入する。 エ　工事箇所（装置場所） ２　審査項目 管理者は，次の項目について給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合しているかを審査し，同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。 ⑴　所要水量 ⑵　分岐箇所 配水管又は既設管の位置，管種及び口径の確認 ⑶　配　　管 管種，配管位置及び構造等の適否 ⑷　止水栓及びメーターの設置位置の適否 ⑸　給水管口径の適否 ⑹　メーター口径の適否 ⑺　取付器具及び使用材料の適否 ⑻　危険防止 逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否 ⑼　受水槽容量並びに構造及び材質の適否 ３　手数料等の納入 給水装置工事申請の設計審査承認後に，給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納入すること。 2-3-2	※一部項目のずれに伴う掲載（内容変更なし）

現　行	改　正	備　　考
⑵　図面の種類 給水装置工事の計画，施工に際しては，位置図，平面図を，また，必要に応じて以下のウ～エの図面を作成する。 ア　位置図　給水(申込)家屋，付近の状況等の位置を図示したもの。 イ　平面図　道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。 ウ　詳細図　平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。 エ　立面図　建物や給水管の配管状況を図示したもの。 ⑶　文字 ア　文字は明確に書き，漢字は楷書とする。 イ　文章は左横書きとする。 ⑷　縮尺 ア　平面図は，縮尺 1/100～1/500 の範囲で適宜作成する。 イ　縮尺は図面ごとに記入する。 ⑸　単位 ア　給水管及び配水管の口径の単位はmmとし，単位記号はつけない。 イ　給水管の延長の単位はmとし，単位記号はつけない。 なお，延長は少数第１位(少数第２位を四捨五入)までとする。	⑵　図面の種類 給水装置工事の計画，施工に際しては，位置図，平面図を，また，必要に応じて以下のウ～エの図面を作成する。 ア　位置図　給水(申込)家屋，付近の状況等の位置を図示したもの。 イ　平面図　道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。 ウ　詳細図　平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。 エ　立面図　建物や給水管の配管状況を図示したもの。 ⑶　文字 ア　文字は明確に書き，漢字は楷書とする。 イ　文章は左横書きとする。 ⑷　縮尺 ア　平面図は，縮尺 1/100～1/500 の範囲で適宜作成する。 イ　縮尺は図面ごとに記入する。 ⑸　単位 ア　給水管及び配水管の口径の単位はmmとし，単位記号はつけない。 イ　給水管の延長の単位はmとし，単位記号はつけない。 なお，延長は小数第１位(小数第２位を四捨五入)までとする。	【修正】 誤字修正
6.2　作図(図 3 - 21～23) ⑴　位置図 給水(申込)家屋，施行路線，付近の状況，道路状況及び主要な建物を記入すること。特に付近の目標物になる施設(橋，バス停留所，公民館，交差点)の位置名称等を明確に図示する。また，給水管の取出し位置を表示し，作図に当たっては，方位を記入し，北の方向を上にすること。住宅地図等を複製利用する場合は，著作権法上，問題のないものとすること。 ⑵　平面図 平面図には，次の内容を記入する。 ア　給水栓等給水用具の取付位置 イ　配水管からの取出し位置のオフセット(3点から測定) ウ　給水管の管種，口径，寸法及び位置。 エ　道路の種別(舗装種別，幅員，歩車道区分，公道及び私道の区分) オ　公私有地，隣接敷地の境界線及び隣接する給水装置番号 カ　配水管及び給水管の管種，口径，配水管の竣工図番号 キ　配水管を下にして作図すること。 ク　その他工事施工上必要とする事項(障害物の表示等) ⑶　詳細図で表すことのできない部分に関して，縮尺の変更による拡大図等により図示する。 ⑷　立面図	6.2　作図(図 3 - 21～23) ⑴　位置図 給水(申込)家屋，施行路線，付近の状況，道路状況及び主要な建物を記入すること。特に付近の目標物になる施設(橋，バス停留所，公民館，交差点)の位置名称等を明確に図示する。また，給水管の取出し位置を表示し，作図に当たっては，方位を記入し，北の方向を上にすること。住宅地図等を複製利用する場合は，著作権法上，問題のないものとすること。 ⑵　平面図 平面図には，次の内容を記入する。 ア　給水栓等給水用具の取付位置 イ　配水管からの取出し位置のオフセット(2点から測定) ウ　給水管の管種，口径，寸法及び位置。 エ　道路の種別(舗装種別，幅員，歩車道区分，公道及び私道の区分) オ　公私有地，隣接敷地の境界線及び隣接する給水装置番号 カ　配水管及び給水管の管種，口径，配水管の竣工図番号 キ　配水管を下にして作図すること。 ク　その他工事施工上必要とする事項(障害物の表示等) ⑶　詳細図で表すことのできない部分に関して，縮尺の変更による拡大図等により図示する。 ⑷　立面図	【修正】 配水管からの取出し位置のオフセットについて、水道部測定方法と整合させ、２点オフセットとする
3-1-32	3-1-32	

現　行	改　正	備　　考
立面図は，平面で表現することのできない建物や配管等を図示する。 施工する管の種類，口径及び寸法等を記入する。 ⑸　その他 ア　同一申請者で，同一申請地の場合はまとめて作図することができる。 イ　当該給水装置以外の給水装置を統合する場合は，『○○号から○○号へ統合』などと明記する。 ウ　井水用設備など他の水管を給水管として利用する場合，その旨明記する。 エ　受水槽等を設置する場合は，その構造図を記入する。 平面図(縮尺＝1/100)  図３－21　給水装置標準設計図例 3-1-33	立面図は，平面で表現することのできない建物や配管等を図示する。 施工する管の種類，口径及び寸法等を記入する。 ⑸　その他 ア　同一申請者で，同一申請地の場合はまとめて作図することができる。 イ　当該給水装置以外の給水装置を統合する場合は，『○○号から○○号へ統合』などと明記する。 ウ　井水用設備など他の水管を給水管として利用する場合，その旨明記する。 エ　受水槽等を設置する場合は，その構造図を記入する。 平面図(縮尺＝1/100)  図３－21　給水装置標準設計図例 3-1-33	【追記】 水道メーターオフセットの表示

現　行	改　正	備　　考
ク　銅管の曲げ配管は，断面が変形しないようにできるだけ大きな半径で少しずつ曲げる。 (2)　管種別注意事項 給水管に用いる主な管種の注意事項は，以下のとおりである。 ア　水道用ポリエチレン管（直轄国道を除く。直轄国道については資料 17 を参照すること。） (ｱ)　道路内 a　管の種類には，1 種管・2 種管があり，それぞれに単層管・二層管があるが，道路内で使用する管種は，1 種管(二層管)とする。 b　25 ㎜以下の場合の分岐部及び止水栓箇所での曲げ配管は，60°ベンド(ロング)を使用すること。 c　道路での埋設には，ポリエチレンスリーブ等で保護すること。 d　40 ㎜と 50 ㎜の場合は，管下に厚さ 10 ㎝の砂床・管頂 10 ㎝砂で埋戻すこと。 e　ポリエチレン管の標準配管図は(図 3 - 55)による。	ク　銅管の曲げ配管は，断面が変形しないようにできるだけ大きな半径で少しずつ曲げる。 (2)　管種別注意事項 給水管に用いる主な管種の注意事項は，以下のとおりである。 ア　水道用ポリエチレン管（直轄国道を除く。直轄国道については資料 17 を参照すること。） (ｱ)　道路内 a　管の種類には，1 種管・2 種管・3 種管があり，それぞれに単層管・二層管があるが，道路内で使用する管種は，1 種管(二層管)とする。 b　25 ㎜以下の場合の分岐部及び止水栓箇所での曲げ配管は，60°ベンド(ロング)を使用すること。 c　道路での埋設には，ポリエチレンスリーブ等で保護すること。 d　40 ㎜と 50 ㎜の場合は，管下に厚さ 10 ㎝の砂床・管頂 10 ㎝砂で埋戻すこと。 e　ポリエチレン管の標準配管図は(図 3 - 55)による。	【追記】 管種追加
 25 ㎜以下の場合  40・50 ㎜の場合 ※　水道用ポリエチレン管が不適な場所は硬質塩化ビニルライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用する。 図 3 - 55　水道用ポリエチレン管の標準配管図例	 25 ㎜以下の場合  40・50 ㎜の場合 ※　水道用ポリエチレン管が不適な場所は硬質塩化ビニルライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用する。 図 3 - 55　水道用ポリエチレン管の標準配管図例	
3-3-5	3-3-5	

現　行

(ｲ)　コンクリート内等，外傷を与えるおそれがある直接埋込み配管には使用しないこと。

(ｳ)　灯油等油脂混じりの土質下の埋設には，管に臭気が移るので使用しないこと。また，油脂及び薬品等の浸透するおそれがある場所での使用もさけなければならない。

(ｴ)　道路横断の際は長尺配管にし，主な漏水の原因である継手各所を必要最小限にすること。

(ｵ)　床掘りは，施工基面下 10 ㎝～15 ㎝を砂又は良質のシラスでつき固め，施工基面を均一に仕上げる。なお，まくら木等の使用については，管に局部的な荷重が作用するので絶対に行ってはならない。

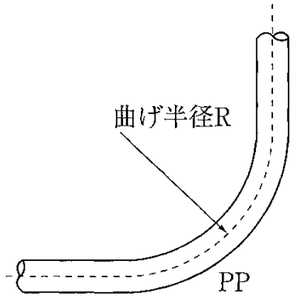
(ｶ)　ポリエチレン管は，管肌が傷つきやすいので，引きずったり，放り投げたりしないこと。

(ｷ)　コイル巻きの管で長尺配管する場合は，転がすようにして管をほぐし，管に余裕を持たせるため，蛇行させること。

(ｸ)　曲げ配管については，無理な曲げを行うと材料の強度を低下させるので(表 3 - 17)に示す最小曲げ半径の限度内で配管しなければならない。

屈曲半径を管の外径の 20 倍以上とする。

表 3 - 17　ポリエチレン管の屈曲半径



口径(㎜)	曲げ半径R(cm)
13	43以上
20	54以上
25	68以上
30	84以上
40	96以上
50	120以上

(ｹ)　最小曲げ半径以下に曲げ配管をする場合は，エルボを使用すること。

(ｺ)　曲げ配管部分の埋戻しは，管の周囲を十分に突き固めて管を固定させ，はね返り(復原)による位置ずれ及び最小曲げ半径以下の曲がりを防止すること。

(ｻ)　直射日光に当たると材質が劣化する恐れがあるので，必ず端末キャップを付け，室内に保管すること。やむを得ず屋外に保管する場合は，シート等を掛けること。

3-3-6

改　正

(ｲ)　コンクリート内等，外傷を与えるおそれがある直接埋込み配管には使用しないこと。

(ｳ)　灯油等油脂混じりの土質下の埋設には，管に臭気が移るので使用しないこと。また，油脂及び薬品等の浸透するおそれがある場所での使用もさけなければならない。

(ｴ)　道路横断の際は長尺配管にし，主な漏水の原因である継手各所を必要最小限にすること。

(ｵ)　床掘りは，施工基面下 10 ㎝～15 ㎝を砂又は良質のシラスでつき固め，施工基面を均一に仕上げる。なお，まくら木等の使用については，管に局部的な荷重が作用するので絶対に行ってはならない。

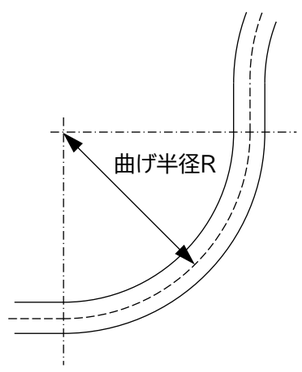
(ｶ)　ポリエチレン管は，管肌が傷つきやすいので，引きずったり，放り投げたりしないこと。

(ｷ)　コイル巻きの管で長尺配管する場合は，転がすようにして管をほぐし，管に余裕を持たせるため，蛇行させること。

(ｸ)　曲げ配管については，無理な曲げを行うと材料の強度を低下させるので(表 3 - 17)に示す最小曲げ半径の限度内で配管しなければならない。

屈曲半径を管の外径の 25 倍以上とする。

表 3 - 17　ポリエチレン管の屈曲半径



呼び径(㎜)	曲げ半径Ｒ(cm)
13	55 以上
20	70 以上
25	85 以上
30	105 以上
40	120 以上
50	150 以上

(ｹ)　最小曲げ半径以下に曲げ配管をする場合は，エルボを使用すること。

(ｺ)　曲げ配管部分の埋戻しは，管の周囲を十分に突き固めて管を固定させ，はね返り(復原)による位置ずれ及び最小曲げ半径以下の曲がりを防止すること。

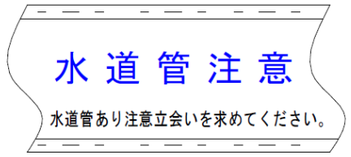
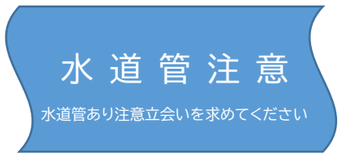
(ｻ)　直射日光に当たると材質が劣化する恐れがあるので，必ず端末キャップを付け，室内に保管すること。やむを得ず屋外に保管する場合は，シート等を掛けること。

3-3-6

備　考

【修正】
最小曲げ半径の屈曲半径の管外径倍率を修正

【修正】
曲げ半径Ｒの表値を修正

現　行	改　正	備　　考
4　給水管の埋設深さ及び占用位置 ⑴　給水管の埋設深さは，道路部分にあっては道路管理者の許可によるものとし，宅地内にあっては 0.3m以上を標準とする。ただし，水管橋取付部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で，土被りを標準又は規定値までとれない場合は，河川管理者又は道路管理者と協議し，必要に応じて防護措置を施す。 宅地内における給水管の埋設深さは，荷重，衝撃等を考慮して 0.3m以上，私道は，0.6m以上を標準とする。ただし，やむを得ない場合は，管理者と協議のうえ必要な防護措置を施すこと。 ⑵　道路を縦断して給水管を配管する場合は，ガス管，電話ケーブル，電気ケーブル，下水道等他の埋設物に十分注意し，道路管理者が許可した占用位置に配管する。 ⑶　公共性のある私道及び団地内の道路は，公道の取扱いに準ずる。 5　給水管の明示 ⑴　明示に使用する材料及び方法は，道路法施行令(昭和 46 年政令第 20 号)，同法施行規則(昭和 46 年建設省令第 6 号)建設省道路局通達(昭和 46 年建設省道政第 59 号・同第 69 号)「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」の規定に基づくものとする。 材　質：　ポリエチレン製 地　色：　青　色 文字色：　黒　色 規　格：　150mm×50mm　二重折以上  図 3 - 73　明示シート布設の仕様例 3-3-27	4　給水管の埋設深さ及び占用位置 ⑴　給水管の埋設深さは，道路部分にあっては道路管理者の許可によるものとし，宅地内にあっては 0.3m以上を標準とする。ただし，水管橋取付部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で，土被りを標準又は規定値までとれない場合は，河川管理者又は道路管理者と協議し，必要に応じて防護措置を施す。 宅地内における給水管の埋設深さは，荷重，衝撃等を考慮して 0.3m以上，私道は，0.6m以上を標準とする。ただし，やむを得ない場合は，管理者と協議のうえ必要な防護措置を施すこと。 ⑵　道路を縦断して給水管を配管する場合は，ガス管，電話ケーブル，電気ケーブル，下水道等他の埋設物に十分注意し，道路管理者が許可した占用位置に配管する。 ⑶　公共性のある私道及び団地内の道路は，公道の取扱いに準ずる。 5　給水管の明示 ⑴　明示に使用する材料及び方法は，道路法施行令(昭和 46 年政令第 20 号)，同法施行規則(昭和 46 年建設省令第 6 号)建設省道路局通達(昭和 46 年建設省道政第 59 号・同第 69 号)「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」の規定に基づくものとする。 材　質：　ポリエチレン製 地　色：　青　色 文字色：　白　色 規　格：　150mm×50mm　二重折以上  図 3 - 73　明示シート布設の仕様例 3-3-27	【修正】 明示シートの文字色誤字修正

現　行	改　正	備　　考
３階直結給水基準 １　目的 この基準は、直結給水の範囲を拡大し、給水サービスの向上を図ることを目的として、３階直結給水の取扱いを定めるものである。 ２　定義 「３階直結給水」とは、３階建ての住宅やマンション等で受水槽を設置することなく、配水管の水圧だけで直接各階の蛇口まで給水を可能とするものである。 ３　適用要件 (1) 対象区域は、給水区域内のうち、次の条件を満たす区域とする。 ア　給水引込管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。 イ　配水管の口径が、５０ミリメートル以上であること。 ウ　配水管から給水引込管を分岐する箇所において、最小動水圧が０．２０メガパスカル以上確保できること。 (2) 適用除外とする建築物 給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、対象外とする。 ア　病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの。 イ　一時的に多量の水を必要とするもの又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの。 ウ　配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの。 エ　有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの。 オ　その他、３階直結給水による給水が困難なもの。 ４　既設の受水槽式給水からの改造 受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。 ア　水圧試験（０．７５メガパスカル）を行い漏水のないもので、３階直結給水に対応できるものであること。 イ　水質検査を行い水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく水質基準に適合していること。 ウ　配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。 エ　給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。 ５　事前協議等 (1) 事前協議 参-3-1	３階直結給水基準 （目的） 第１条　この基準は、直結給水の範囲を拡大し、給水サービスの向上を図ることを目的として、３階直結給水の取扱いを定めるものである。 （定義） 第２条　「３階直結給水」とは、３階建ての住宅やマンション等で受水槽を設置することなく、配水管の水圧だけで直接各階の蛇口まで給水を可能とするものである。 （適用要件） 第３条　対象区域は、給水区域内のうち、次の条件を満たす区域とする。 (1) 給水引込管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。 (2) 配水管の口径が、５０ミリメートル以上であること。 (3) 配水管から給水引込管を分岐する箇所において、最小動水圧が０．２０メガパスカル以上確保できること。 2　給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、対象外とする。 (1) 病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの。 (2) 一時的に多量の水を必要とするもの又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧 低下を引き起こすおそれのあるもの。 (3) 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの。 (4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの。 (5) その他、３階直結給水による給水が困難なもの。 （既設の受水槽式給水からの改造） 第４条　受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。 (1) 水圧試験（０．７５メガパスカル）を行い漏水のないもので、３階直結給水に対応できるものであること。 (2) 水質検査を行い水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく水質基準に適合していること。 (3) 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。 (4) 給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。 （事前協議等） 第５条　別に定める「３階直結給水の事前協議を不要とする区域」の区域外で３階直結給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定 参-3-1	項を条に格上げし、他の基準と同様となるよう体裁を整える。

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>ア　別に定める「３階直結給水の事前協議を不要とする区域」の区域外で３階直結給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて３階直結給水事前協議書（様式第１号）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。
イ　指定給水工事業者は、３階直結給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現場調査を十分に行うものとする。
ウ　管理者は３階直結給水事前協議書を受理した際には、申請地付近の配水管等の水圧を連続７２時間以上測定し、その結果、配水管の分岐箇所において最小動水圧が０．２０メガパスカル以上あり、かつ、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないか検討する。
(2) 事前協議結果の回答
管理者は、前項の事前協議の結果を３階直結給水事前協議（回答）書（様式第２号）により申込者に回答する。
６　給水装置工事の申込み
申込者は、第５項の規定による協議の結果、３階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じて、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）に定める様式第１号）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。
７　３階直結給水を認める場合の工事申請添付書類
申請者は、工事申請時に立体図、建築物高低差調書、損失水頭計算書を添付し、工事承認を受けなければならない。
８　設計
(1) 配水管からの分岐
配水管から分岐できる給水引込管の口径は、原則２５ミリメートル以上とし、最大口径は表－１のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所において、配水管口径が５０ミリメートルで給水引込管口径４０ミリメートル及び５０ミリメートルとなる場合は関係課と協議すること。
表－１　分岐可能な最大口径

<table>
<tr><th>配水管口径</th><th>分岐可能な給水引込管の最大口径</th></tr>
<tr><td>５０～７５ミリメートル</td><td>５０ミリメートル</td></tr>
<tr><td>１００ミリメートル以上</td><td>７５ミリメートル</td></tr>
</table>
同一敷地への引込管は原則として１か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。
(2) 水理計算
設計水圧は、０．２０メガパスカルとする。
(3) メーターの設置
ア　メーター口径は、同時（瞬時最大）使用水量等を考慮し、施行基準に規定する水道メーター口径決定表に基づき、適正なものを選定する。
参-3-2</td><td>給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて事前協議を行わなければならない。事前協議は、３階直結給水事前協議書（様式第１号）または電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとし、電子情報処理組織を使用して行われた事前協議については、この基準で規定する様式により行われたものとみなして、この基準の規定を適用する。
２　管理者は前項の事前協議を受理した際には、申請地付近の配水管等の水圧を連続７２時間以上測定し、その結果、配水管の分岐箇所において最小動水圧が０．２０メガパスカル以上あり、かつ、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないか検討し、その結果を３階直結給水事前協議（回答）書（様式第２号）により申込者に回答する。
（給水装置工事の申込み）
第６条　申込者は、第５項の規定による協議の結果、３階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じて、委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号。以下「施行規程」という。）に定める様式第１号の４）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（施行規程に定める様式第１号）を次の書類を添付して管理者へ提出すること。
(1) 給水装置立体図
(2) 損失水頭計算書
（設計）
第７条　３階直結給水を受けるにあたり、次に掲げる条件を満たすものとする。
(1) 配水管からの分岐
配水管から分岐できる給水引込管の口径は、原則２５ミリメートル以上とし、最大口径は下表のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所において、配水管口径が５０ミリメートルで給水引込管口径４０ミリメートル及び５０ミリメートルとなる場合は関係課と協議すること。

<table>
<tr><th>配水管口径</th><th>分岐可能な給水引込管の最大口径</th></tr>
<tr><td>５０～７５ミリメートル</td><td>５０ミリメートル</td></tr>
<tr><td>１００ミリメートル以上</td><td>７５ミリメートル</td></tr>
</table>
同一敷地への引込管は原則として１か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。
(2) 水理計算
設計水圧は、０．２０メガパスカルとする。
(3) メーターの設置
ア　メーターの設置位置は、施行基準によるものとする。
イ　規程第２７条第１項の規定を受けようとするときのメーターの設置については、以下のとおりとする。
参-3-2</td><td>電子申請導入に伴い、紙・電子での申請方法の明記

第６項・第７項の内容を整理</td></tr>
</table>

現　行	改　正	備　考
イ　基本となるメーター（以下「基本メーター」という。）の設置位置については、配水管の分岐箇所に最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所とする。 ウ　規程第２７条第１項の規定の適用を受けようとするときの各戸のメーター設置については、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成２３年３月２３日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」によるものとする。 エ　所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。 (4)　３階への給水主管口径は、損失水頭を考慮し原則として次によるものとする。 専用住宅・店舗等付住宅・・・・２５ミリメートル以上 共同住宅・店舗等付共同住宅・・・・４０ミリメートル以上 事務所・その他・・・・その都度協議 (5)　給水主管口径が４０ミリメートル以上で屋内へ２本以上立上げる場合は、立上り管手前に管理用の仕切弁（青銅製）を設置するものとする。なお、立上り管１本の場合は、メーター取替え及び維持管理作業を容易にするため、メーターの直近下流に設置するものとする。 (6)　メーターの口径、設置位置、逆流防止装置等この基準に定めのない事項については、給水装置工事施行基準によるものとする。 (7)　太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合の最高水栓等は、３階の屋上までとする。ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。 (8)　屋上散水栓 ３階建ての建物においては、その屋上に散水栓（屋上での水撒きに使用するものに限る。以下同じ。）を設置できるものとする。ただし、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。 参-3-3	（ア）基本メーター（共同住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定。以下「共同住宅の各戸検針要綱」という。）第２条第５号及び共同住宅以外の建物における遠隔装置による各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定。以下「共同住宅以外の各戸検針要綱」という。）第２条第４号に規定する設備をいう。）は、配水管の分岐箇所に最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所に設置する。 （イ）各戸メーター等（共同住宅の各戸検針要綱第２条第４号及び共同住宅以外の各戸検針要綱第２条第３号に規定する設備をいう。）は、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成２３年３月２３日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」に基づき設置する。 ウ　所有者の負担となるメーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。 (4)　３階への給水主管口径は、損失水頭を考慮し原則として下表によるものとする。 （表） 建物種類 ／ ３階への給水主管口径 専用住宅・店舗等付住宅 ／ ２５ミリメートル 共同住宅・店舗等付共同住宅 ／ ４０ミリメートル 事務所・その他 ／ その都度協議 (5)　太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合の最高水栓等は、３階の屋上までとする。ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。 (6)　屋上散水栓 ３階建ての建物においては、その屋上に散水栓（屋上での水撒きに使用するものに限る。以下同じ。）を設置できるものとする。ただし、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。 （その他） 第８条　この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。 付　則（平成４年３月３１日制定） この基準は、平成４年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成７年３月２３日一部改正） この基準は、平成７年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成１３年３月３０日一部改正） この基準は、平成１３年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成１５年３月２７日一部改正） この基準は、平成１５年４月１日から施行するものとする。 参-3-3	メーターの設置について整理（給水条例改正に伴う） 第５号と第６号を削除し、 第７号以降２号ずつ繰り上げ

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現　行	改　正	備　　考
付　則（平成４年３月３１日制定） この基準は、平成４年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成７年３月２３日一部改正） この基準は、平成７年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成１３年３月３０日一部改正） この基準は、平成１３年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成１５年３月２７日一部改正） この基準は、平成１５年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成１６年３月２５日一部改正） この基準は、平成１６年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成２１年３月３１日一部改正） この基準は、平成２１年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成２３年３月２８日一部改正） （施行期日） １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前に、改正前の３階直結給水基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の３階直結給水基準の規定によってなされた申請等とみなす。 付　則（平成２４年１０月１５日一部改正） この基準は、平成２４年１１月１日から施行するものとする。 付　則（令和３年３月２６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。 付　則（令和４年５月２３日一部改正） この基準は、令和４年６月１日から施行するものとする。 参-3-4	付　則（平成１６年３月２５日一部改正） この基準は、平成１６年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成２１年３月３１日一部改正） この基準は、平成２１年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成２３年３月２８日一部改正） （施行期日） １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前に、改正前の３階直結給水基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の３階直結給水基準の規定によってなされた申請等とみなす。 付　則（平成２４年１０月１５日一部改正） この基準は、平成２４年１１月１日から施行するものとする。 付　則（令和３年３月２６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。 付　則（令和４年５月２３日一部改正） この基準は、令和４年６月１日から施行するものとする。 付　則（令和７年３月６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和７年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。 付　則（令和８年３月２５日全部改正） （施行期日） １　この基準は、令和８年４月１日から施行する。 （経過措置） 参-3-4	付則の追加

現　行	改　正	備　　考
付　則（令和７年３月６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和７年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。	２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。	
参-3-5	参-3-5	

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現　行	改　正	備　　考
直結増圧式給水設計施行基準 1　目的 この基準は、直結増圧式給水装置の設置により、直結給水の範囲が拡大され、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進及び設置スペースの有効利用などを図り、もって需要者へのサービス向上に寄与するために、必要な事項を定めるものとする。 2　定義 直結増圧式給水とは、１５階建て程度までの中高層建物に対して受水槽を経由せず、給水管の途中に直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を設置し給水する方式をいう。 3　適用要件 直結増圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。 (1)　対象区域は、給水区域内のうち、次の条件をすべて満たす区域とする。 ア　給水管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。 イ　配水管から給水管を分岐する箇所において、最小動水圧を０．１５ＭＰａ以上確保できること。 (2)　対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物とする。ただし、特別に鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合はこの限りではない。 ア　瞬時最大給水量が５３０ℓ／min以下であること。 イ　給水管口径が７５mm以下であること。 ウ　使用圧力０．７５ＭＰａ以下の増圧装置で給水できること。 エ　メーター口径７５mm以下であること。 (3)　適用除外とする建築物 給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、直結増圧式給水の対象外とする。 ア　病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの イ　一時的に多量の水を必要とするもの、又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの ウ　配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの エ　有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの オ　その他、直結増圧による給水が困難なもの 参-4-1	直結増圧式給水設計施行基準 （目的） 第１条　この基準は、直結増圧式給水装置の設置により、直結給水の範囲が拡大され、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進及び設置スペースの有効利用などを図り、もって需要者へのサービス向上に寄与するために、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　直結増圧式給水とは、１５階建て程度までの中高層建物に対して受水槽を経由せず、給水管の途中に直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を設置し給水する方式をいう。 （適用要件） 第３条　直結増圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。 (1) 対象区域は、給水区域内のうち、次の条件をすべて満たす区域とする。 ア　給水管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。 イ　配水管から給水管を分岐する箇所において、最小動水圧を０．１５メガパスカル以上確保できること。 (2) 対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物とする。ただし、特別に鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合はこの限りではない。 ア　瞬時最大給水量が毎分５３０リットル以下であること。 イ　給水管口径が７５ミリメートル以下であること。 ウ　使用圧力０．７５メガパスカル以下の増圧装置で給水できること。 エ　メーター口径７５ミリメートル以下であること。 (3) 適用除外とする建築物 給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、直結増圧式給水の対象外とする。 ア　病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの イ　一時的に多量の水を必要とするもの、又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの ウ　配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの エ　有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの オ　その他、直結増圧による給水が困難なもの 参-4-1	【全部改正】 項を条に格上げし、他の基準と同様となるよう体裁を整える。 以降、単位は全て日本語表記

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現　行	改　正	備　考
4　給水方式の併用 (1)　直結増圧式給水と直結直圧式給水又は受水槽式給水との併用を認めるものとする。 給水方式の併用方法については、別紙参照のこと。 (2)　直結増圧式給水と直結直圧式給水を併用する場合、直結直圧式給水は、３階までとする。 (3)　併用給水を行う建物の場合、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、原則として、同一階は同一の給水方式とする。 (4)　併用給水を行う場合は、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、配管に給水方式の識別表示を行うこと。（着色、テープ及び文字等）	（給水方式の併用） 第４条　直結増圧式給水と他の給水方式との併用は次の各号による。 (1)　直結増圧式給水と直結直圧式給水又は受水槽式給水との併用を認めるものとする。 給水方式の併用方法については、別図１のとおり。 (2)　直結増圧式給水と直結直圧式給水を併用する場合、直結直圧式給水は、３階までとする。 (3)　併用給水を行う建物の場合、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、原則として、同一階は同一の給水方式とする。 (4)　併用給水を行う場合は、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、配管に給水方式の識別表示を行うこと。（着色、テープ及び文字等）	
5　既設の受水槽式給水からの改造 (1)　受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。 ア　水圧試験（０．７５ＭＰａ）を行い漏水のないもので、直結直圧式給水及び直結増圧式給水に対応できるものであること。 イ　水質検査を行い水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく水質基準に適合していること。 ウ　配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。 エ　給水引込管、メーター口径が直結増圧式給水の水理計算を満たすものであること。 (2)　既設の高置水槽までを直結増圧式給水とする場合は、次の事項が給水装置としての基準を満たすものであること。 ア　高置水槽までの配管等は、上記５（1）を満たしているものであること。 イ　高置水槽に、満水、減水警報装置を設置すること。	（既設の受水槽式給水からの改造） 第５条　受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。 (1)　水圧試験（０．７５メガパスカル）を行い漏水のないもので、直結直圧式給水及び直結増圧式給水に対応できるものであること。 (2)　水質検査を行い水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく水質基準に適合していること。 (3)　配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。 (4)　給水引込管、メーター口径が直結増圧式給水の水理計算を満たすものであること。 ２　既設の高置水槽までを直結増圧式給水とする場合は、次の事項が給水装置としての基準を満たすものであること。 (1)　高置水槽までの配管等は、同条第１項第１号を満たしているものであること。 (2)　高置水槽に、満水、減水警報装置を設置すること。	
6　事前協議等 (1)　事前協議 直結増圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて、直結増圧式給水事前協議書(様式第１号)を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。 また、指定給水工事業者は、直結増圧式給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。 (2)　事前協議結果の回答 管理者は、前号の事前協議の結果を直結増圧式給水事前協議（回答）書（様式第２号）	（事前協議等） 第６条　直結増圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて、事前協議を行わなければならない。事前協議は、直結増圧式給水事前協議書(様式第１号)または電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとし、電子情報処理組織を使用して行われた事前協議については、この基準で規定する様式により行われたものとみなして、この基準の規定を適用する。 ２　管理者は、前項の事前協議の結果を直結増圧式給水事前協議（回答）書（様式第２号）により、申込者に回答するものとする。 （給水装置工事の申込み） 第７条　申込者は、前項の事前協議の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号。以下「規程」という。）に定める様式第	電子申請導入に伴い、紙・電子での申請方法の明記
参-4-2	参-4-2	

現　行

により、申込者に回答するものとする。

7　給水装置工事の申込み

申込者は、前項の事前協議の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号、以下「規程」という。）に定める様式第１号）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。

8　管理人等の届出

給水装置の維持管理については、管理人届を提出すること。また、管理人の氏名又は住所に変更があったときは、速やかに給水装置（所有者・使用者・管理人）異動届出書を管理者に提出すること。

9　設計

(1)　配水管からの分岐

ア　分岐可能な配水管の口径は、原則として５０mm以上３００mmまでとする。

イ　分岐できる給水管の口径は、分岐可能な口径（表－１）のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。

表－１　分岐可能な口径

配水管口径	分岐できる給水管の口径
５０mm	４０mm以下
７５mm	５０mm以下
１００mm以上 ３００mm以下	７５mm以下

ウ　同一敷地への引込管は原則として１か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。

(2)　水理計算

ア　設計水圧

設計水圧は、管理者が別に定める「３階直結給水の事前協議を不要とする区域」又は最小動水圧が０．２０MPa確保できる区域は０．２０MＰａ、その他の区域は０．１５MＰａとする。

イ　計画使用水量（瞬時最大使用水量）

水理計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。

（ア）共同住宅等における同時使用水量の算定方法

改　正

１号の４）に記載の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（規程に定める様式第１号）を管理者へ提出すること。

（設計）

第８条　直結増圧式給水を受けるにあたり、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 配水管からの分岐

ア　分岐可能な配水管の口径は、原則として５０ミリメートル以上３００ミリメートルまでとする。

イ　分岐できる給水管の口径は、下表のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。

配水管口径	分岐できる給水管の口径
５０ミリメートル	４０ミリメートル以下
７５ミリメートル	５０ミリメートル以下
１００ミリメートル以上３００ミリメートル以下	７５ミリメートル以下

ウ　同一敷地への引込管は原則として１か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。

(2) 水理計算

ア　設計水圧

設計水圧は、管理者が別に定める「３階直結給水の事前協議を不要とする区域」又は最小動水圧が０．２０メガパスカル確保できる区域は０．２０メガパスカル、その他の区域は０．１５メガパスカルとする。

イ　計画使用水量（瞬時最大使用水量）

水理計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。

(ｱ) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法

a　各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

b　戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

c　居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

(ｲ) 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

(ｳ) 給水用具給水負荷単位による方法

(3) 増圧装置

増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものとし、以下のとおりとする。

ア　増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（ＪWWA　Ｂ１３０）」又は同等以上の性能を有すること。

イ　増圧装置は、原則として建物１棟に対し１増圧装置とする。

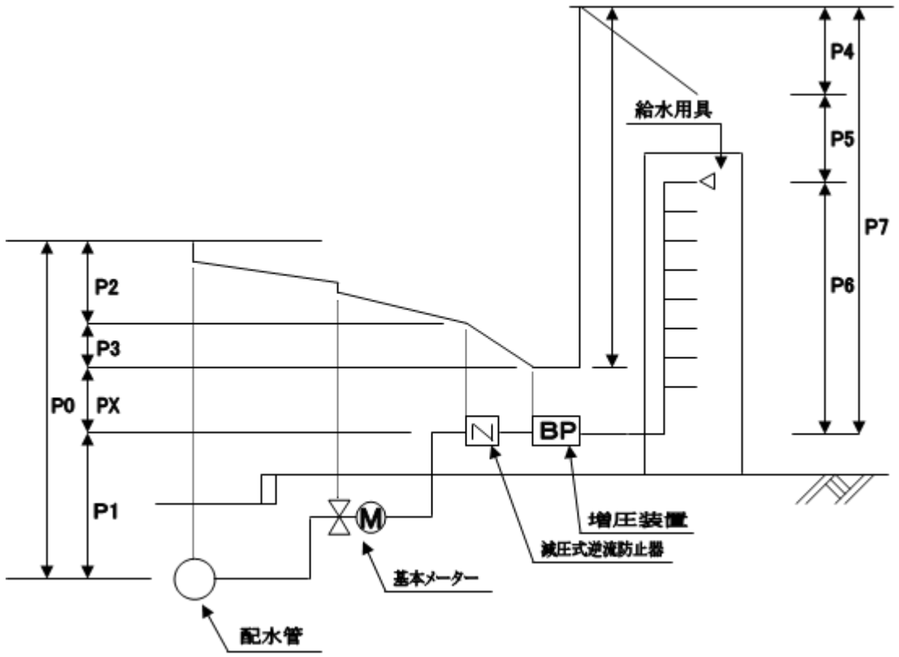
ウ　吸込側の水圧が異常に低下した場合（０．０７メガパスカル以下）は、自動停止し、水圧が回復した場合（０．１０メガパスカル以上）は、自動復帰すること。

エ　増圧装置のポンプ吐出圧力は、０．７５メガパスカル以下とし、建物の最上階など

備　考

業務フロー見直しに伴い、管理人の届出項目の削除

現　行	改　正	備　　考
a　各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法 b　戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法 c　居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法 （イ）同時に使用する給水用具を設定して計算する方法 （ウ）給水用具給水負荷単位による方法 (3)　増圧装置 増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものとし、次の各号によるものとする。 ア　増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130)」又は同等以上の性能を有すること。 イ　増圧装置は、原則として建物１棟に対し１増圧装置とする。 ウ　吸込側の水圧が異常に低下した場合（０．０７ＭＰａ以下）は、自動停止し、水圧が回復した場合（０．１０ＭＰａ以上）は、自動復帰すること。 エ　増圧装置のポンプ吐出圧力は、０．７５ＭＰａ以下とし、建物の最上階など最も条件の厳しい給水用具で必要な圧力が確保できること。 オ　配水管水圧の変動及び使用水量に対応でき、安定給水が確保できること。 カ　増圧装置には、故障時等の異常を早期に発見し事故を未然に防止するため、警報装置を設置し警報ブザー又はランプ等で表示すること。 キ　増圧装置及び吸込側、吐出側の配管との接続部には防振対策を施すこと。 ク　増圧装置の設置場所は、原則として１階部分とする。また、定期点検や保守管理のために必要な空間を確保し、施錠や隔離するなど保安対策を施すこと。	最も条件の厳しい給水用具で必要な圧力が確保できること。 オ　配水管水圧の変動及び使用水量に対応でき、安定給水が確保できること。 カ　増圧装置には、故障時等の異常を早期に発見し事故を未然に防止するため、警報装置を設置し警報ブザー又はランプ等で表示すること。 キ　増圧装置及び吸込側、吐出側の配管との接続部には防振対策を施すこと。 ク　増圧装置の設置場所は、原則として１階部分とする。また、定期点検や保守管理のために必要な空間を確保し、施錠や隔離するなど保安対策を施すこと。 (4) 増圧装置のポンプ吐出圧力 別図２のとおり。 (5) メーターの設置 ア　メーターの設置位置は、施行基準によるものとする。 イ　規程第２７条第１項の規定を受けようとするときのメーターの設置については、以下のとおりとする。 (ｱ) 基本メーター（共同住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定。以下「共同住宅の各戸検針要綱」という。）第２条第５号及び共同住宅以外の建物における遠隔装置による各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定。以下「共同住宅以外の各戸検針要綱」という。）第２条第４号に規定する設備をいう。以下同じ。）は、増圧装置より配水管側の配水管の分岐箇所に最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所に設置する。 (ｲ) 各戸メーター等（共同住宅の各戸検針要綱第２条第４号及び共同住宅以外の各戸検針要綱第２条第３号に規定する設備をいう。）は、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成２３年３月２３日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」に基づき設置する。 ウ　所有者の負担となるメーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。 (6) メーターバイパスユニット 各戸メーター（鹿児島市給水条例（昭和４３年条例第４３号）第１０条第４項に規定する設備（所有者が設置し、管理者に無償譲渡した水道メーターを含む。）をいう。）を除く局メーター（以下「各戸メーターを除く局メーター」という。）取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水による影響が少ないものについてはこの限りではない。 ア　メーターバイパスユニットは、管理者が承認した製品とする。 イ　メーターバイパスユニット直近流入側には、止水栓又は仕切弁を設置すること。 (7) 逆流防止装置 各戸メーターを除く局メーターと増圧装置の間に、逆流防止装置を設置するものとする。	計算式・動水勾配線図は、別図２へ移行 メーターの設置について整理（給水条例改正に伴う）
参-4-4	参-4-4	

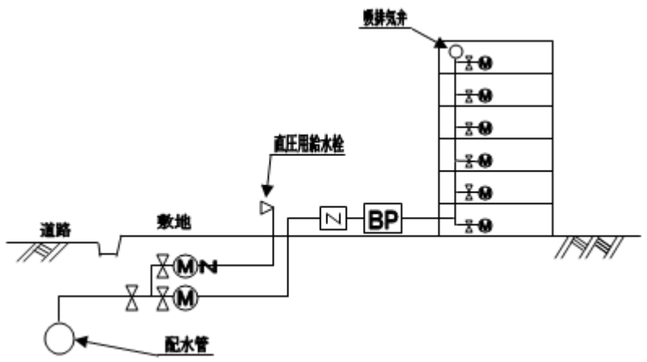
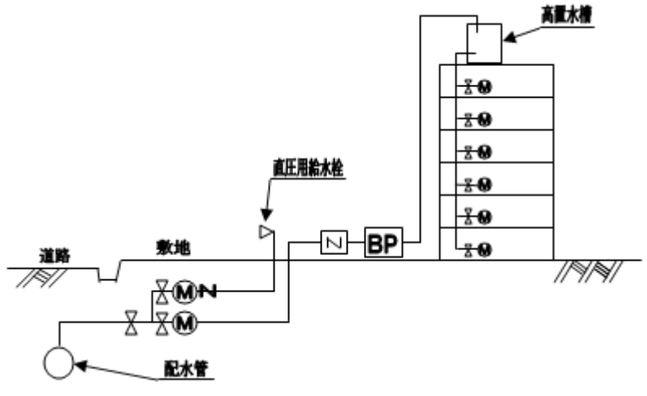
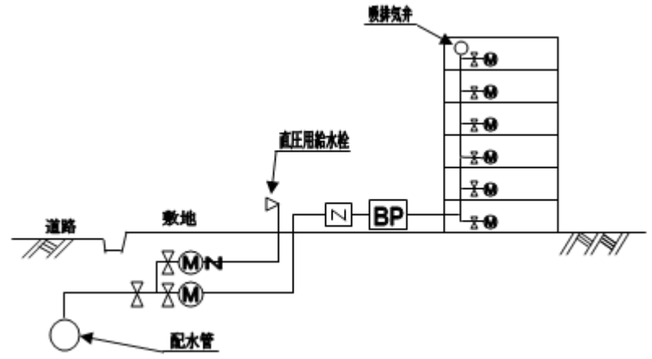
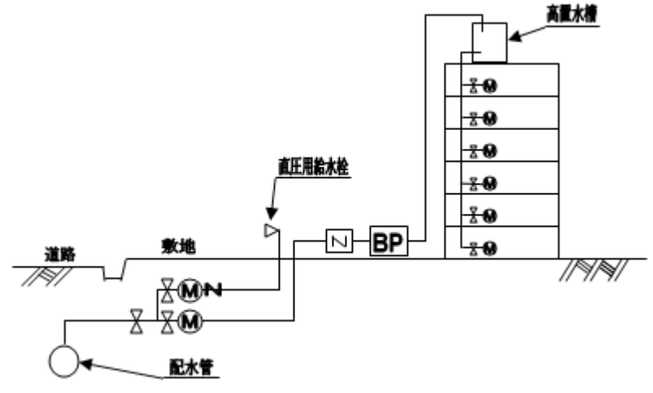
現　行	改　正	備　考	
(4)　増圧装置のポンプ吐出圧力 増圧装置による吐出圧力の設定は次の算定式による。 Ｐ＝（Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６）－｛Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３）｝ ＝Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３＋Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６－Ｐ０ Ｐ　：増圧装置の全揚程 Ｐ０：設計水圧 Ｐ１：配水管と増圧装置の高低差 Ｐ２：減圧式逆流防止器上流側の給水管及び給水用具の圧力損失 Ｐ３：減圧式逆流防止器及び増圧装置の圧力損失 Ｐ４：増圧装置下流側の給水管及び給水用具の圧力損失 Ｐ５：末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力（０．０４９ＭＰａ） Ｐ６：増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差 Ｐ７：増圧装置の吐出圧力　（Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６） ＰＸ：増圧装置直前の圧力　Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３） ＜直結増圧式給水の動水勾配線図＞  参-4-5	ア　逆流防止装置は、日本水道協会規格「水道用減圧式逆流防止器（ＪＷＷＡ　Ｂ１３４）」又は同等品以上の性能を有するものとし、増圧装置の流入側に設置すること。 イ　減圧式逆流防止器の流入側には止水栓及びストレーナを、流出側に止水栓を設置すること。 ウ　減圧式逆流防止器からの排水は、間接排水とすること。 (8) 吸排気弁 立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。 (9) 直圧用給水栓 増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。 (10)　危険防止 給水装置には、当該増圧装置以外のポンプなど配水管の水圧などに影響を与えるおそれのある機器類などを直接連結してはならない。 （維持管理） 第９条　維持管理については、委任状（規程に定める様式第１号の４）の内容に基づき、給水装置の所有者が適正に行うこと。 (1) 増圧装置及び減圧式逆流防止器は年１回以上の保守点検を行うこと。 (2) 緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるように、警報装置又は電話回線を利用した２４時間監視装置等を設置すること。 (3) 緊急時の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室等に設置し周知を図ること。 （図式記号） 第１０条　図面に使用する表示記号は下表のとおりとする。 	名称	図式記号
---	---		
増圧装置	BP		
減圧式逆流防止器	N	 （増圧装置の設置を猶予する特例） 第１１条　４階建て又は５階建ての建物において、配水管の水圧で最上階の末端水栓まで給水が可能な場合には、給水に支障がない間に限り、増圧装置の設置を猶予し、直結直圧式給水とすることができる。この特例の適用を受けようとする場合は、管理者が別に定める基準によるものとする。 （その他） 第１２条　この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。 付　則（平成１４年１２月６日制定） 参-4-5	付則の追加

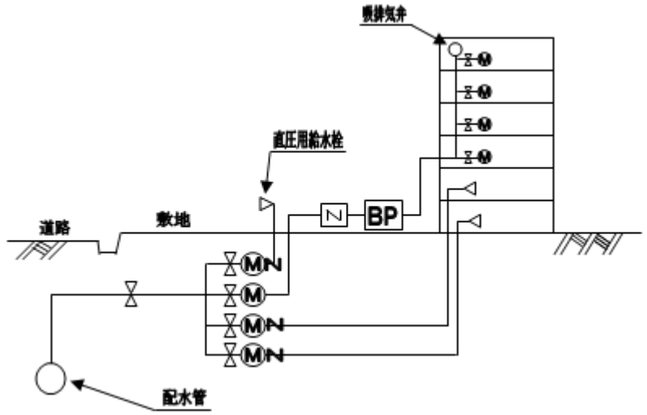
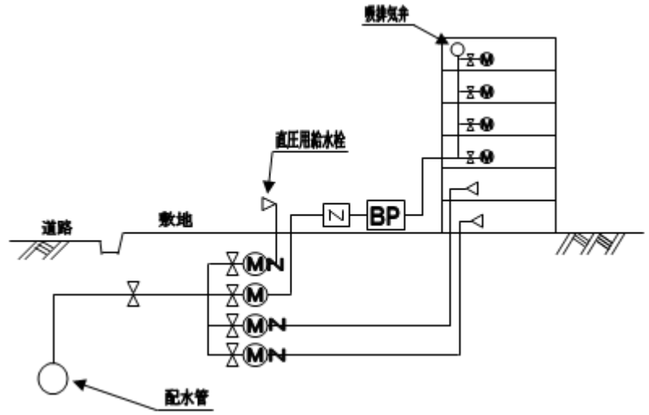
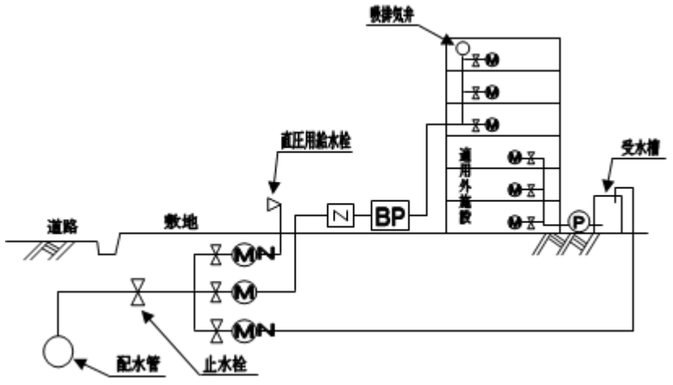
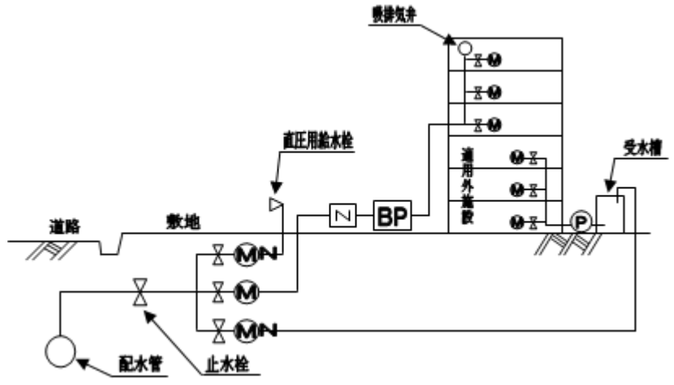
現　行	改　正	備　考
(5)　メーターの設置 ア　メーター口径は、同時（瞬時最大）使用水量等を考慮し、施行基準に規定する水道メーター口径決定表に基づき、適正なものを選定する。 イ　基本となるメーター（以下「基本メーター」という。）の設置位置については、増圧装置より配水管側の、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易　であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所とする。 ウ　規程第２７条第１項の規定の適用を受けようとするときの各戸のメーター設置については、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成２３年３月２３日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」によるものとする。 エ　所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。 (6)　メーターバイパスユニット 基本メーター取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水による影響が少ないものについてはこの限りではない。 ア　メーターバイパスユニットは、管理者が承認した製品とする。 イ　メーターバイパスユニット直近流入側には、止水栓又は仕切弁を設置すること。 (7)　逆流防止装置 基本メーターと増圧装置の間に、逆流防止装置を設置するものとする。 ア　逆流防止装置は、日本水道協会規格「水道用減圧式逆流防止器（JWWA B134）」又は同等品以上の性能を有するものとし、増圧装置の流入側に設置すること。 イ　減圧式逆流防止器の流入側には止水栓及びストレーナを、流出側に止水栓を設置すること。 ウ　減圧式逆流防止器からの排水は、間接排水とすること。 (8)　吸排気弁 立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。 (9)　直圧用給水栓 増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。 (10)　危険防止 給水装置には、当該増圧装置以外のポンプなど配水管の水圧などに影響を与えるおそれのある機器類などを直接連結してはならない。 １０　維持管理 参-4-6	この基準は、平成１５年４月１日から施行する。 付　則（平成１６年３月２５日一部改正） この基準は、平成１６年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成１８年３月１３日一部改正） この基準は、平成１８年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成２１年３月３１日一部改正） この基準は、平成２１年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成２３年３月２８日一部改正） （施行期日） １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。 付　則（平成２５年１月２８日一部改正） この基準は、平成２５年４月１日から施行するものとする。 付　則（令和３年３月２６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。 付　則（令和７年３月６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和７年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。 参-4-6	

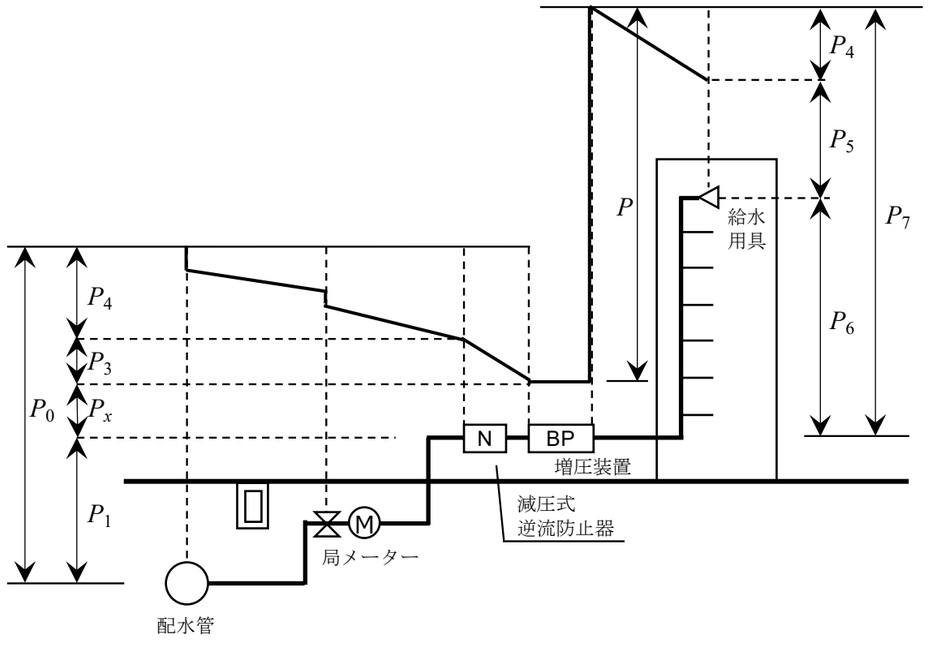
現　行	改　正	備　考
維持管理については、維持管理誓約書の内容に基づき、給水装置の所有者が適正に行うこと。 (1)　増圧装置及び減圧式逆流防止器は年１回以上の保守点検を行うこと。 (2)　緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるように、警報装置又は電話回線を利用した２４時間監視装置等を設置すること。 (3)　緊急時の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室等に設置し周知を図ること。 １１　図式記号 図面に使用する表示記号は次のとおりとする。 名称 / 図式記号 / 名称 / 図式記号 増圧装置 / BP / 減圧式逆流防止器 / N １２　増圧装置の設置を猶予する特例 ４階建て又は５階建ての建物において、配水管の水圧で最上階の末端水栓まで給水が可能な場合には、給水に支障がない間に限り、増圧装置の設置を猶予し、直結直圧式給水とすることができる。この特例の適用を受けようとする場合は、管理者が別に定める基準によるものとする。 １３　その他 この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。 １４　施行期日 この基準は、平成１５年４月１日から施行する。 付　則（平成１６年３月２５日一部改正） この基準は、平成１６年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成１８年３月１３日一部改正） この基準は、平成１８年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成２１年３月３１日一部改正） この基準は、平成２１年４月１日から施行するものとする。 付　則（平成２３年３月２８日一部改正） 参-4-7	付　則（令和８年３月２５日全部改正） （施行期日） １　この基準は、令和８年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。 参-4-7	付則の追加

現　行	改　正	備　　考
（施行期日） 1　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。 （経過措置） 2　この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。 付　則（平成２５年１月２８日一部改正） この基準は、平成２５年４月１日から施行するものとする。 付　則（令和３年３月２６日一部改正） （施行期日） 1　この基準は、令和３年４月１日から施行する。 （経過措置） 2　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。 付　則（令和７年３月６日一部改正） （施行期日） 1　この基準は、令和７年４月１日から施行する。 （経過措置） 2　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。		

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現　行	改　正	備　　考
別　紙 １．直結増圧式給水図 凡　　例 メーター　Ⓜ 単式逆止弁　N 増圧装置　BP 減圧式逆流防止器　N 揚水ポンプ　Ⓟ 止水栓 (1)　直結増圧式  (2)　高置水槽式（受水槽式からの改造に限る。）  参-4-9	別図１（第４条関係） １．直結増圧式給水図 凡　　例 メーター　Ⓜ 単式逆止弁　N 増圧装置　BP 減圧式逆流防止器　N 揚水ポンプ　Ⓟ 止水栓 (1)　直結増圧式  (2)　高置水槽式（受水槽式からの改造に限る。）  参-4-8	別紙から別図１へ変更

現　行	改　正	備　考
２．直結増圧式給水と直結直圧式給水又は受水槽式給水の併用図	２．直結増圧式給水と直結直圧式給水又は受水槽式給水の併用図	
(1)　直結増圧式と直結直圧式の併用	(1)　直結増圧式と直結直圧式の併用	
		
※直結直圧式と併用給水する場合は、直結直圧式給水回数は３階までとする。	※直結直圧式と併用給水する場合は、直結直圧式給水階数は３階までとする。	
(2)　直結増圧式と受水槽式の併用	(2)　直結増圧式と受水槽式の併用	
		
参-4-10	参-4-9	

現　行	改　正	備　　考
	別図２（第８条関係） 増圧装置のポンプ吐出圧力 増圧装置による吐出圧力の設定は次の算定式による。 Ｐ＝（Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６）－｛Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３）｝ ＝Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３＋Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６－Ｐ０ Ｐ　：増圧装置の全揚程 Ｐ０：設計水圧 Ｐ１：配水管と増圧装置の高低差 Ｐ２：減圧式逆流防止器上流側の給水管及び給水用具の圧力損失 Ｐ３：減圧式逆流防止器及び増圧装置の圧力損失 Ｐ４：増圧装置下流側の給水管及び給水用具の圧力損失 Ｐ５：末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力（０．０４９ＭＰａ） Ｐ６：増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差 Ｐ７：増圧装置の吐出圧力　（Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６） ＰＸ：増圧装置直前の圧力　Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３） ＜直結増圧式給水の動水勾配線図＞  参-4-10	動水勾配線図を別図２に移行

現　行	改　正	備　　考
増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準 １　目的 この基準は、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進などを図り、需要者への給水サービス向上に寄与することを目的に、４階建て又は５階建て建築物に限り、直結増圧式給水設計施行基準（平成１４年１２月６日制定。）第１２項に規定する直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）の設置を猶予する特例に関して必要な事項を定めるものとする。 ２　定義 特例直結直圧式給水とは、直結直圧式給水での給水が認められていない４階建て又は５階建ての建築物において、配水管の水圧で末端の給水栓まで直結直圧式給水が可能な場合には、給水に支障がない間に限り、特例として増圧装置の設置を猶予し、建築物内の全てを直結直圧式とする給水をいう。 ３　適用要件 特例直結直圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。 (1)　対象区域は、給水区域内のうち、次の条件をすべて満たす区域とする。 ア　給水引込管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。 イ　配水管から給水引込管を分岐する箇所において、４階建て建築物の場合は最小動水圧が０．２５ＭＰａ以上、５階建て建築物の場合は０．３０ＭＰａ以上確保できること。 (2)　対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物とする。ただし、特別に鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合はこの限りではない。 ア　瞬時最大給水量が５３０ℓ／min以下であること。 イ　給水管口径が７５mm以下であること。 ウ　メーター口径７５mm以下であること。 (3)　適用除外とする建築物 給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、対象外とする。 ア　病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの イ　一時的に多量の水を必要とするもの又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの 参-5-1	増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準 （目的） 第１条　この基準は、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進などを図り、需要者への給水サービス向上に寄与することを目的に、４階建て又は５階建て建築物に限り、直結増圧式給水設計施行基準（平成１４年１２月６日制定）第１１条に規定する直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）の設置を猶予する特例に関して必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　特例直結直圧式給水とは、直結直圧式給水での給水が認められていない４階建て又は５階建ての建築物において、配水管の水圧で末端の給水栓まで直結直圧式給水が可能な場合には、給水に支障がない間に限り、特例として増圧装置の設置を猶予し、建築物内の全てを直結直圧式とする給水をいう。 （適用要件） 第３条　特例直結直圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。 (1) 対象区域は、給水区域内のうち、次の条件をすべて満たす区域とする。 ア　給水引込管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。 イ　配水管から給水引込管を分岐する箇所において、４階建て建築物の場合は最小動水圧が０．２５メガパスカル以上、５階建て建築物の場合は０．３０メガパスカル以上確保できること。 (2) 対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物とする。ただし、特別に鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合はこの限りではない。 ア　瞬時最大給水量が毎分５３０リットル以下であること。 イ　給水管口径が７５ミリメートル以下であること。 ウ　メーター口径７５ミリメートル以下であること。 (3) 適用除外とする建築物 給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、対象外とする。 ア　病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの イ　一時的に多量の水を必要とするもの又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの ウ　配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの エ　有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるも 参-5-1	項を条に格上げし、他の基準と同様となるよう体裁を整える。 移行、単位は全て日本語表記

現　行	改　正	備　　考
ウ　配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの エ　有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの オ　その他、特例直結直圧式による給水が困難なもの ４　給水方式の併用 特例直結直圧式給水と直結増圧式給水又は受水槽式給水との併用は認めない。 ５　既設の受水槽式給水からの改造 受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。 ア　水圧試験（０．７５ＭＰａ）を行い漏水のないもので、特例直結直圧式給水に対応できるものであること。 イ　水質検査を行い水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく水質基準に適合していること。 ウ　配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。 エ　給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。 ６　事前協議等 (1)　事前協議 特例直結直圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて、特例直結直圧式給水事前協議書（様式第１号）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。 また、指定給水工事業者は、特例直結直圧式給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。 (2)　事前協議結果の回答 管理者は、前号の事前協議の結果を特例直結直圧式給水事前協議回答書（様式第２号）により、申込者に回答するものとする。 ７　給水装置工事の申込み 申込者は、前項の事前協議の結果、特例直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）、以下「規程」という。）に定める様式第１号）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。 参-5-2	の オ　その他、特例直結直圧式による給水が困難なもの （給水方式の併用） 第４条　特例直結直圧式給水と直結増圧式給水又は受水槽式給水との併用は認めない。 （既設の受水槽式給水からの改造） 第５条　受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。 (1)　水圧試験（０．７５メガパスカル）を行い漏水のないもので、特例直結直圧式給水に対応できるものであること。 (2)　水質検査を行い水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく水質基準に適合していること。 (3)　配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。 (4)　給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。 （事前協議等） 第６条　特例直結直圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて、事前協議を行わなければならない。事前協議は、特例直結直圧式給水事前協議書（様式第１号）または電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うものとし、電子情報処理組織を使用して行われた事前協議については、この基準で規定する様式により行われたものとみなして、この基準の規定を適用する。 ２　管理者は、前項の事前協議の結果を特例直結直圧式給水事前協議回答書（様式第２号）により、申込者に回答するものとする。 （給水装置工事の申込み） 第７条　申込者は、前条の事前協議の結果、特例直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）、以下「規程」という。）に定める様式第１号の４）に記載の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（規程に定める様式第１号）を管理者へ提出すること。 （設計） 第８条　特例直結直圧式給水を受けるにあたり、次に掲げる条件を満たすものとする。 (1) 配水管からの分岐 ア　分岐可能な配水管の口径は、原則として５０ミリメートル以上３００ミリメートルまでとする。 イ　分岐できる給水引込管の口径は、下記表のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。 参-5-2	電子申請導入に伴い、紙・電子での申請方法の明記

現　行

８　設計

(1)　配水管からの分岐

ア　分岐可能な配水管の口径は、原則として５０mm以上３００mmまでとする。

イ　分岐できる給水引込管の口径は、分岐可能な口径（表－１）のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。

表－１　分岐可能な口径

配水管口径	分岐できる給水引込管の口径
５０mm	４０mm以下
７５mm	５０mm以下
１００mm以上３００mm以下	７５mm以下

ウ　同一敷地への引込管は原則として１か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。

(2)　水理計算

設計水圧は次のとおりとする。

建築物の階数	設計水圧
４階建て	０．２５MPa
５階建て	０．３０MPa

(3)　メーターの設置

ア　メーター口径は、同時（瞬時最大）使用水量等を考慮し、施行基準に規定する水道メーター口径決定表に基づき、適正なものを選定する。

イ　基本となるメーター（以下「基本メーター」という。）の設置位置については、配水管の分岐箇所に最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所とする。

ウ　規程第２７条第１項の規定の適用を受けようとするときの各戸のメーター設置については、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成２３年３月２３日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」によるものとする。

エ　所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。

(4)　メーターバイパスユニット

基本メーター取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水による影響が少ないものについてはこの限りではない。

ア　メーターバイパスユニットは、管理者が承認した製品とする。

改　正

配水管口径	分岐できる給水管の口径
５０ミリメートル	４０ミリメートル以下
７５ミリメートル	５０ミリメートル以下
１００ミリメートル以上３００ミリメートル以下	７５ミリメートル以下

ウ　同一敷地への引込管は原則として１か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。

(2)　水理計算

設計水圧は下記表のとおりとする。

建築物の階数	設計水圧
４階建て	０．２５メガパスカル
５階建て	０．３０メガパスカル

(3)　メーターの設置

ア　メーターの設置位置は、施行基準によるものとする。

イ　規程第２７条第１項の規定を受けようとするときのメーターの設置については、以下のとおりとする。

(ｱ)　基本メーター（共同住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定。以下「共同住宅の各戸検針要綱」という。）第２条第５号及び共同住宅以外の建物における遠隔装置による各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定。以下「共同住宅以外の各戸検針要綱」という。）第２条第４号に規定する設備をいう。以下同じ。）は、配水管の分岐箇所に最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所に設置する。

(ｲ)　各戸メーター等（共同住宅の各戸検針要綱第２条第４号及び共同住宅以外の各戸検針要綱第２条第３号に規定する設備をいう。）は、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成２３年３月２３日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」に基づき設置する。

ウ　所有者の負担となるメーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。

(4)　メーターバイパスユニット

各戸メーター（鹿児島市給水条例（昭和４３年条例第４３号）第１０条第４項に規定する設備（所有者が設置し、管理者に無償譲渡した水道メーターを含む。）をいう。）を除く局メーター取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水による影響が少ないものについてはこの限りではない。

ア　メーターバイパスユニットは、管理者が承認した製品とする。

イ　メーターバイパスユニット直近流入側には、止水栓又は仕切弁を設置すること。

(5)　吸排気弁

備　考

メーターの設置について整理（給水条例改正に伴う）

現　行

イ　メーターバイパスユニット直近流入側には、止水栓又は仕切弁を設置すること。

(5)　吸排気弁

立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。

(6)　直圧用給水栓

将来、増圧装置を設置する場合は、増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。

(7)　増圧装置の設置スペースの確保

当該建物の階数、使用水量、配水管の水圧、その他の事情により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、増圧装置を設置しなければならないので、あらかじめそのスペースを確保すること。

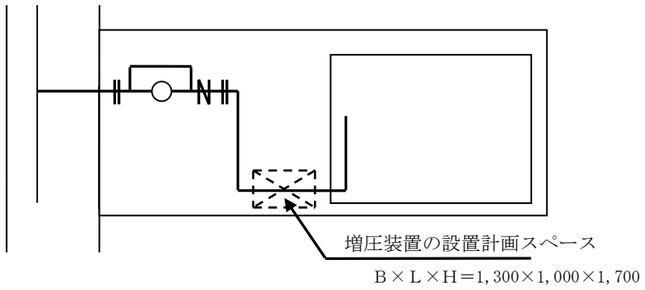
【参考寸法】　　単位：mm

口径	横幅（B）	奥行（L）	高さ（H）
２５	1,200	900	1,600
４０	1,300	1,000	1,700
５０	1,300	1,000	1,700
７５	1,800	1,100	1,800

図式記号　図面に使用する表示記号は次のとおりとする。

	増圧装置の設置計画スペース
表示記号	※点線

表示例　増圧装置を設置する場合のために確保した計画スペースを平面図に記載する。



(8)　太陽熱利用温水器

太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合の最高水栓等は、最上階の屋上までとする。ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。

参-5-4

改　正

立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。

(6)　直圧用給水栓

将来、増圧装置を設置する場合は、増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。

(7)　増圧装置の設置スペースの確保

当該建物の階数、使用水量、配水管の水圧、その他の事情により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、増圧装置を設置しなければならないので、概ね下表の寸法でそのスペースを確保すること。

口径	横幅（B）	奥行（L）	高さ（H）
２５	１，２００	９００	１，６００
４０	１，３００	１，０００	１，７００
５０	１，３００	１，０００	１，７００
７５	１，８００	１，０００	１，７００

単位：ミリメートル

(8)　太陽熱利用温水器

太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合の最高水栓等は、最上階の屋上までとする。ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。

(9)　屋上散水栓

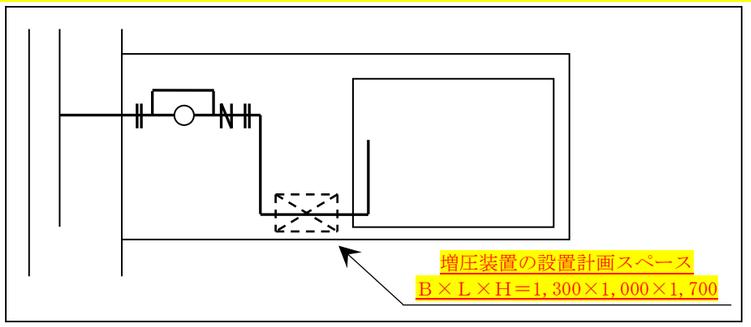
最上階の屋上に散水栓（屋上での水撒きに使用するものに限る。以下同じ。）を設置する場合は、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。

（図式記号）

第９条　図面に使用する表示記号は下表のとおりとする。

名称	図式記号
増圧装置の設置計画スペース	

２　第８条第７号に基づき確保したスペースを下図のように平面図に記載すること。



（その他）

第１０条　この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。

参-5-4

備　考

メーターの設置について整理（給水条例改正に伴う）

図式記号・表示例は、第９条（新設）へ

現　行	改　正	備　　考
(9)　屋上散水栓 最上階の屋上に散水栓（屋上での水撒きに使用するものに限る。以下同じ。）を設置する場合は、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。 付　則（平成２５年１月２８日制定） この基準は、平成２５年４月１日から施行するものとする。 付　則（令和３年３月２６日制定） （施行期日） １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。 付　則（令和７年３月６日制定） （施行期日） １　この基準は、令和７年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。 参-5-5	付　則（平成２５年１月２８日制定） この基準は、平成２５年４月１日から施行するものとする。 付　則（令和３年３月２６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。 付　則（令和７年３月６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和７年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。 付　則（令和８年３月２５日全部改正） （施行期日） １　この基準は、令和８年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれ基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。 参-5-5	その他技術的内容は、施行基準による。 付則の追加

現　行

各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準

（趣旨）

第１条　この基準は、共同住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定、以下「各戸検針要綱」という。）第３条に規定する普通式又は遠隔式を選択した共同住宅及び共同住宅以外の建物における遠隔装置による各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定、以下「共同住宅以外の各戸検針要綱」という。）第１条に規定する共同住宅以外の建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸メーター等（各戸検針要綱第２条第４号に規定する設備をいう。以下同じ。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この基準に定めのないものについては、給水装置工事施行基準によるものとする。

（各戸メーター等の要件）

第２条　各戸メーター等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　各戸メーター等は、共同住宅等の各戸ごとに設置し、その使用水量、使用実態及び水圧等に基づいて、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めた適正使用水量範囲内のものであること。

(2)　メーターの形状・寸法等は下表のとおりであること。

ア　口径２５mm以下

口径（mm）	名称		全長（mm）	取付ネジ部 外径（mm）	取付ネジ部 ネジ山数	取付ネジ部 通称名	規格性能
13	接線流羽根車式	（直読式）（遠隔式）	100	26.4	14	上水ネジ	JIS B 8570-2 R値＝100
20	接線流羽根車式	（直読式）（遠隔式）	190	33.2	11	上水ネジ	JIS B 8570-2 R値＝100
25	接線流羽根車式	（直読式）（遠隔式）	225	41.9	11	上水ネジ	JIS B 8570-2 R値＝100

イ　口径３０mm以上　管理者が別に定める。

（各戸メーター等の設置要件）

第３条　各戸メーター等の設置場所等については、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

(1)　各戸メーター等の設置場所は、給水栓より低位で容易に検針できる箇所とし、メーター底面が床面から概ね８０ｃｍ以下の高さに取り付けること。

(2)　各戸メーター等は、水平に設置すること。

(3)　各戸メーター等の設置場所は、点検しやすく、常に乾燥して雨水等が入らず、損傷及び盗難のおそれがない場所とするとともに、鹿児島市給水条例（昭和４３年条例第４３号、以下「条例」という。）第８条第３項に規定する使用者等が不在でも、容易に検針

改　正

各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準

（趣旨）

第１条　この基準は、共同住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定、以下「各戸検針要綱」という。）第３条に規定する普通式又は遠隔式を選択した共同住宅及び共同住宅以外の建物における遠隔装置による各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成２３年３月２４日制定、以下「共同住宅以外の各戸検針要綱」という。）第１条に規定する共同住宅以外の建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸メーター等（各戸検針要綱第２条第４号に規定する各戸メーター等及び共同住宅以外の各戸検針要綱第２条第３号に規定する遠隔指示メーターをいう。以下同じ。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この基準に定めのないものについては、給水装置工事施行基準によるものとする。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　管理者　鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者をいう。

(2)　条例　鹿児島市給水条例（昭和４３年条例第４３号）をいう。

(3)　遠隔装置　各戸検針要綱第２条第８号及び共同住宅以外の各戸検針要綱第２条第７号に規定する設備をいう。

(4)　遠隔指示メーター　各戸検針要綱第２条第４号に規定する所有者が設置する遠隔測定式水道メーター及び共同住宅以外の各戸検針要綱第２条第３号に規定する設備をいう。

(5)　所有者等　各戸検針要綱第２条第２号に規定するものをいう。

(6)　給水装置及び受水槽以下設備　条例第１０条第３項に規定する設備をいう。

(7)　自己材メーター　共同住宅の所有者の負担で設置したメーターをいう。

(8)　有効期間　計量法（平成４年法律第５１号）第７２条に規定する検定証印に表示された年月をいう。

(9)　普通式　各戸検針要綱第３条第１号に規定する各戸検針及び各戸徴収の方式をいう。

(10)　各戸メーター　共同住宅に設置される条例第１０条第４項に規定する局メーターをいう。

（各戸メーター等の要件）

第３条　各戸メーター等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　各戸メーター等は、共同住宅等の各戸ごとに設置し、その使用水量、使用実態及び水圧等に基づいて、管理者が定めた適正使用水量範囲内のものであること。

(2)　各戸メーター等のメーターの形状・寸法等は下表のとおりであること。

ア　口径２５ミリメートル以下

備　考

当基準における「各戸メーター等」の定義を修正

以下、基準で使用する用語について第２条で定義（新設）し、以降の文言について一部修正

第２条～第７条まで１条ずつ繰り下げ

第２条第２号のメーター形状・寸法等は、各戸メーター等での形状・寸法である旨明記

現　行	改　正	備　考

及び取替ができる場所とすること。

(4) 地下式のメーターボックスについては、管理者が承認したものを使用すること。

(5) 各戸メーター等をパイプシャフト内に設置する場合は、「パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準図」（別添図－１又は図－２）のように設置すること。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

(6) 各戸メーター等を建物内に設置する場合は、取替等による水漏れにより、階下に被害を及ぼさないよう、防水又は排水に必要な措置を施すこと。

(7) 各戸メーター等と他の配管等が近接する場合は、概ね左右１０ｃｍ以上、上下２０ｃｍ以上の間隔を設け、それぞれの取替等に支障がない箇所（位置）に設置すること。

(8) 各戸メーター等及びメーター廻りの配管には、必要に応じて凍結防止のための保温措置を施すこと。

(9) 各戸メーター等や給水管の保護のため管理者が必要と認めた場合は、減圧装置を設置すること。

(10) 露出している給水管は、たわみ、振れ等を防ぐため、適当な間隔で取付器具やその他の器具を用いて建物等に取り付けること。

(11) 各戸メーター等には、わかりやすい箇所に部屋番号等を表示すること。

（遠隔装置の設置要件）

第４条　遠隔装置（各戸検針要綱第２条第８号及び共同住宅以外の各戸検針要綱第２条第７号に規定する設備をいう。以下同じ。）の機能及び設置場所等は次の各号に掲げるとおりとし、「遠隔装置の設置標準図」（別添図－１から図－３）のとおり設置しなければならない。

(1) 遠隔指示メーターに、記憶装置が付いていること。

(2) 遠隔指示メーターは、直結増圧式給水方式にあっては増圧装置以下に、受水槽式給水方式にあっては受水槽以下に設置すること。

(3) 集中検針盤は、押ボタン操作により、選択された遠隔指示メーターの測定量を直読できる構造のもので、かつ配線等に起因する異状を検出する機能を有するものであること。

(4) 集中検針盤は、建物ごとに１階の１箇所に設置し、雨及び直射日光の当たる場所、塵、埃の多い場所等は避け、いつでも検針できる位置に設置すること。

(5) 集中検針盤は、パネル上面が床面から約１６０ｃｍの高さに取り付け、その重量に十分耐える構造とすること。

(6) 集中検針盤の扉は鍵付きとし、外部から埃等が入らない構造とすること。

(7) 遠隔指示メーターと集中検針盤とを結ぶケーブルの配線、配線接続箱及び端子箱等の設置並びに電線管の配管（ＡＣ電線用を含む。）は、内線規程等電気関係法令に従って施工すること。

（逆流防止装置の設置）

第５条　水の逆流を防止するため、管理者が承認するメーターユニットを設置するか、又は各戸メーター等の上流側に接して止水栓（伸縮付・ハンドルは固定式）を、下流側に逆止

口径	名称		全長	取付ネジ部			規格 性能
				外径	ネジ山数	通称名	
13	接線流羽根車式	(直読式) (遠隔式)	100	26.4	14	上水ネジ	JIS B 8570-2 R 値＝100
20	接線流羽根車式	(直読式) (遠隔式)	190	33.2	11	上水ネジ	JIS B 8570-2 R 値＝100
25	接線流羽根車式	(直読式) (遠隔式)	225	41.9	11	上水ネジ	JIS B 8570-2 R 値＝100
口径・全長・外径の単位：ミリメートル							

イ　口径３０ミリメートル以上　管理者が別に定める。

（各戸メーター等の設置要件）

第４条　各戸メーター等の設置場所等については、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

(1) 各戸メーター等の設置場所は、給水栓より低位で容易に検針できる箇所とし、メーター底面が床面から概ね８０センチメートル以下の高さに取り付けること。

(2) 各戸メーター等は、水平に設置すること。

(3) 各戸メーター等の設置場所は、点検しやすく、常に乾燥して雨水等が入らず、損傷及び盗難のおそれがない場所とするとともに、条例第８条第３項に規定する使用者等が不在でも、容易に検針及び取替ができる場所とすること。

(4) 各戸メーター等をパイプシャフト内に設置する場合は、「パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準図」（別図１から別図２）のように設置すること。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

(5) 各戸メーター等を建物内に設置する場合は、取替等による水漏れにより、階下に被害を及ぼさないよう、防水又は排水に必要な措置を施すこと。

(6) 各戸メーター等と他の配管等が近接する場合は、概ね左右１０センチメートル以上、上下２０センチメートル以上の間隔を設け、それぞれの取替等に支障がない箇所（位置）に設置すること。

(7) 各戸メーター等及びその廻りの配管には、必要に応じて凍結防止のための保温措置を施すこと。

(8) 各戸メーター等や給水管の保護のため管理者が必要と認めた場合は、減圧装置を設置すること。

(9) 各戸メーター等廻りの給水管は、たわみ、振れ等を防ぐため、適当な間隔で取付器具やその他の器具を用いて建物等に取り付けること。

(10) 各戸メーター等には、わかりやすい箇所に部屋番号等を表示すること。

（遠隔装置の設置要件）

第５条　遠隔装置の機能及び設置場所等は次の各号に掲げるとおりとし、「遠隔装置の設置標準図」（別図３から別図５）のとおり設置しなければならない。この標準図によりがた

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>弁を設置しなければならない。
（事前協議）
第６条　各戸検針要綱第７条に規定する事前協議は次の各号に掲げるとおり、行うものとする。
(1) 事前協議
所有者等（各戸検針要綱第２条第２号に規定するものをいう。以下、同じ。）は、事前に指定給水装置工事事業者又は給水装置工事主任技術者と当該共同住宅の給水装置及び受水槽以下設備（条例第１０条第３項に規定する設備をいう。以下同じ。）について調査のうえ、次に掲げる書類を管理者に提出し協議をしなければならない。
ア　共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書（様式第１号）
イ　共同住宅の図面等
・位置図、給水装置図及び受水槽以下給水設備図（既存図面の写しでも可とする）
・メーター室詳細図（メーター設置図、平面図、側面図）
・メーター（室）現況写真
ウ　各戸メーター一覧表
エ　その他、管理者が必要とする書類
(2) 事前協議結果の回答
管理者は、前項による事前協議の結果を共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議回答書（様式第２号）により所有者等へ回答する。
（普通式に変更する場合の要件）
第７条　前条の事前協議で、普通式への変更を行う場合は、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。
(1) 共同住宅の所有者の負担で設置したメーター（以下、「自己材メーター」という。）は、下表の形状、寸法に合致していること。
ア　口径２５ｍｍ以下
<table>
<tr><th rowspan="2">口径
（ｍｍ）</th><th rowspan="2" colspan="2">名称</th><th rowspan="2">全長
（ｍｍ）</th><th colspan="3">取付ネジ部</th></tr>
<tr><th>外径
（ｍｍ）</th><th>ネジ山数</th><th>通称名</th></tr>
<tr><td rowspan="2">13</td><td rowspan="2">接線流羽根車式</td><td>（直読式）</td><td>100</td><td>26.4</td><td>14</td><td>100</td></tr>
<tr><td>（遠隔式）</td><td>165</td><td>25.8</td><td>14</td><td>165</td></tr>
<tr><td rowspan="2">20</td><td rowspan="2">接線流羽根車式</td><td>（直読式）</td><td>190</td><td>33.2</td><td>11</td><td>190</td></tr>
<tr><td>（遠隔式）</td><td>190</td><td>32.8</td><td>14</td><td>190</td></tr>
<tr><td rowspan="2">25</td><td rowspan="2">接線流羽根車式</td><td>（直読式）</td><td>225</td><td>41.9</td><td>11</td><td>225</td></tr>
<tr><td>（遠隔式）</td><td>210</td><td>38.6</td><td>14</td><td>210</td></tr>
</table>
イ　口径３０ｍｍ以上　管理者が別に定める。
参-6-3</td>
<td>い場合は、その都度協議し、管理者の指示を得るものとする。
(1) 遠隔指示メーターは、停電等により指針情報等を送受信できない場合においても計量を継続し、復旧後には当該期間の使用水量を累計した指針情報等を送受信できる性能を有すること。
(2) 集中検針盤は、押ボタン操作により選択された遠隔指示メーターの測定量を直読できる構造のもので、かつ配線等に起因する異状を検出する機能を有するものであること。
(3) 集中検針盤は、建物ごとに１階の１箇所に設置し、雨及び直射日光の当たる場所、塵、埃の多い場所等は避け、いつでも検針できる位置に設置すること。
(4) 集中検針盤は、パネル上面が床面から約１６０センチメートルの高さに取り付け、その重量に十分耐える構造とすること。
(5) 集中検針盤の扉は鍵付きとし、外部から埃等が入らない構造とすること。
(6) 遠隔指示メーターと集中検針盤とを結ぶケーブルの配線、配線接続箱及び端子箱等の設置並びに電線管の配管（ＡＣ電線用を含む。）は、内線規程等電気関係法令に従って施工すること。
（逆流防止装置の設置）
第６条　水の逆流を防止するため、管理者が承認するメーターユニットを設置するか、又は各戸メーター等の上流側に接して止水栓（伸縮付・ハンドルは固定式）を、下流側に逆止弁を設置しなければならない。
（事前協議）
第７条　各戸検針要綱第７条に規定する事前協議は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。
(1) 事前協議
所有者等は、事前に指定給水装置工事事業者又は給水装置工事主任技術者と当該共同住宅の給水装置及び受水槽以下設備について調査のうえ、次に掲げる書類を管理者に書面または電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して提出し協議しなければならない。電子情報処理組織を使用して行われた手続については、この基準で規定する様式により行われたものとみなして、この基準の規定を適用する。
ア　共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書（様式第１号）
イ　共同住宅の図面等
(ｱ) 位置図、給水装置図及び受水槽以下給水設備図（既存図面の写しでも可とする）
(ｲ) メーター室詳細図（メーター設置図、平面図、側面図）
(ｳ) メーター（室）現況写真
ウ　メーター一覧表
エ　その他、管理者が必要とする書類
2) 事前協議結果の回答
管理者は、前号による事前協議の結果を共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前
参-6-3</td>
<td>図名・番号を変更
図に記載されていた文言を後段に追加
「記憶装置」の解釈を明記
第２号を削除し第３号以降１号繰り上げ
電子申請の導入に伴い、手続方法について追加</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>(2)　平成２３年３月３１日以前に、条例第２５条の規定に基づき給水負担金が納入されている共同住宅で、前号に定める自己材メーター以外のものが設置されている場合、又は自己材メーター自体が設置されていない場合は、第２条第２号に定めるメーターを、所有者の負担で設置すること。
(3)　平成２３年４月１日以降に工事申請された共同住宅で、第１号に定める自己材メーター以外のものが設置されている場合又は自己材メーター自体が設置されていない場合は、第２条第２号に定めるメーターを設置するために、第３条に規定する要件に適合するよう、所有者の負担で改造すること。この場合のメーターは管理者が設置する。
(4)　第１号に定める自己材メーターが設置されている場合は、メーターの検定有効期間（計量法（平成４年法律第５１号）第７２条に規定する検定証印に表示された年月、以下「有効期間」という。）が、各戸検針要綱第８条に規定する申請書を管理者が受理した日において、当該有効期間満了まで６か月以上あること。なお、自己材メーターの有効期間が６か月未満又は有効期間がすでに満了している場合は、所有者の負担で取り替えること。ただし、平成２３年４月１日以降に工事申請された共同住宅の水道メーターについては、管理者が設置する。
(5)　自己材メーターが第１号、第２号及び第４号に規定する要件を満たしているものについては、管理者に無償で譲渡すること。
(6)　自己材メーターの設置場所等については、第３条及び第５条の規定に準ずるものとする。ただし、メーターの検針、交換及び修繕等に支障とならないと管理者が認めた場合は、この限りでない。
(7)　店舗及び事務所等については、第５条の規定に基づく逆止弁を必ず設置すること。
（工事施行）
第８条　本基準が定める範囲の工事施行にあたっては、給水装置工事主任技術者の指導に基づき施工しなければならない。
（各戸メーター及び遠隔装置の管理義務）
第９条　所有者等は、共同住宅等に設置される各戸メーター（条例第１０条第４項に規定するメーターをいう。以下同じ。）及び遠隔装置について、次の各号に掲げる項目を遵守しなければならない。
(1)　各戸メーター及び遠隔装置は常に清潔に保管し、その設置、撤去、交換、点検若しくは修繕に支障となるような物件を置き又は工作物を設けてはならない。
(2)　各戸メーター又は遠隔装置が故障又は破損したとき、その他異状があったときは、直ちに管理者に届けなければならない。
(3)　各戸メーター又は遠隔装置が故障又は破損したときの取替え及び各戸メーターの有効期間が満了したときの取替えに支障がないよう、メーター廻りの配管の維持管理を適切に行うこと。また、取替えに支障がある場合は、所有者等の負担で配管の取替え等を行わなければならない。

参-6-4</td>
<td>協議回答書（様式第２号）により所有者等へ回答する。
（普通式に変更する場合の要件）
第８条　前条の事前協議で、普通式への変更を行う場合は、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。
(1)　自己材メーターは、下表の形状、寸法に合致していること。
ア　口径２５ミリメートル以下
<table>
<tr><th rowspan="2">口径</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">全長</th><th colspan="3">取付ネジ部</th></tr>
<tr><th>外径</th><th>ネジ山数</th><th>通称名</th></tr>
<tr><td rowspan="2">13</td><td rowspan="2">接線流羽根車式</td><td>（直読式）</td><td>100</td><td>26.4</td><td>14</td><td>100</td></tr>
<tr><td>（遠隔式）</td><td>165</td><td>25.8</td><td>14</td><td>165</td></tr>
<tr><td rowspan="2">20</td><td rowspan="2">接線流羽根車式</td><td>（直読式）</td><td>190</td><td>33.2</td><td>11</td><td>190</td></tr>
<tr><td>（遠隔式）</td><td>190</td><td>32.8</td><td>14</td><td>190</td></tr>
<tr><td rowspan="2">25</td><td rowspan="2">接線流羽根車式</td><td>（直読式）</td><td>225</td><td>41.9</td><td>11</td><td>225</td></tr>
<tr><td>（遠隔式）</td><td>210</td><td>38.6</td><td>14</td><td>210</td></tr>
<tr><td colspan="7">口径・全長・外径の単位：ミリメートル</td></tr>
</table>
イ　口径３０ミリメートル以上　管理者が別に定める。
(2)　平成２３年３月３１日以前に、条例第２５条の規定に基づき給水負担金が納入されている共同住宅で、前号に定める自己材メーター以外のものが設置されている場合、又は自己材メーター自体が設置されていない場合は、第３条第２号に定めるメーターを、所有者の負担で設置すること。
(3)　平成２３年４月１日以降に工事申請された共同住宅で、第１号に定める自己材メーター以外のものが設置されている場合又は自己材メーター自体が設置されていない場合は、第３条第２号に定めるメーターを設置するために、第４条に規定する要件に適合するよう、所有者の負担で改造すること。この場合の各戸メーターは管理者が設置する。
(4)　第１号に定める自己材メーターが設置されている場合は、メーターの有効期間が、各戸検針要綱第８条に規定する申請書を管理者が受理した日において、当該有効期間満了まで６か月以上あること。なお、自己材メーターの有効期間が６か月未満又は有効期間がすでに満了している場合は、所有者の負担で取り替えること。ただし、平成２３年４月１日以降に工事申請された共同住宅の各戸メーターについては、管理者が設置する。
(5)　自己材メーターが第１号、第２号及び第４号に規定する要件を満たしているものについては、管理者に無償で譲渡すること。
(6)　自己材メーターの設置場所等については、第４条及び第５条の規定に準ずるものとする。ただし、メーターの検針、交換及び修繕等に支障とならないと管理者が認めた場合は、この限りでない。
(7)　店舗及び事務所等については、第６条の規定に基づく逆止弁を必ず設置すること。
（普通式契約を締結している場合の要件）
第９条　各戸検針要綱第１０条に基づき普通式の契約を締結している共同住宅において、各

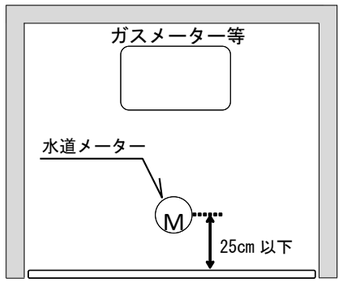
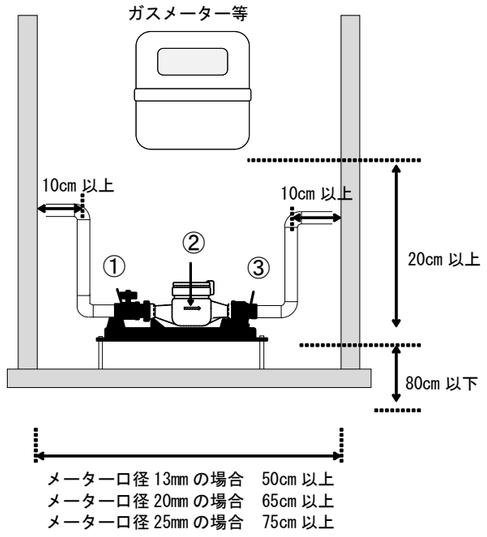
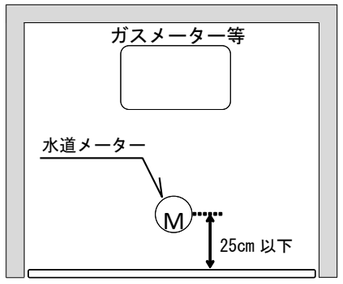
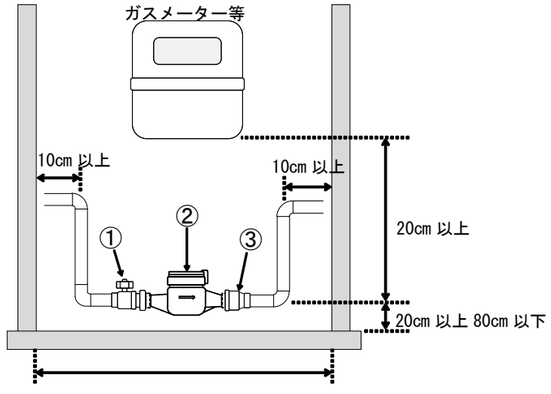
参-6-4</td>
<td>文言修正（前項→前号）

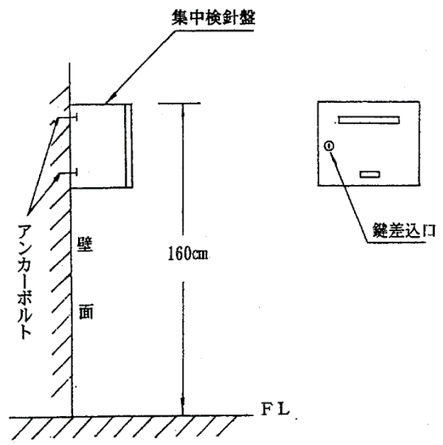
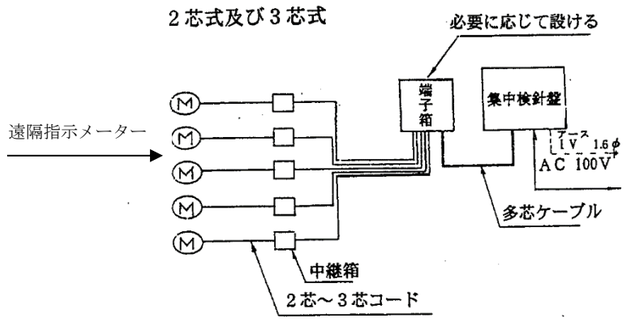
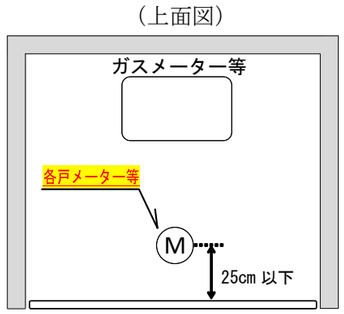
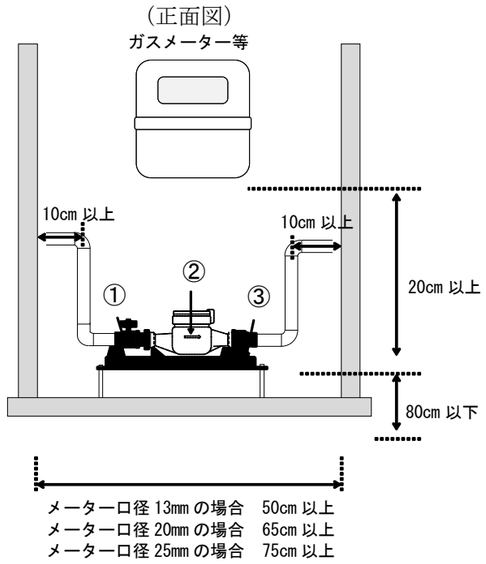
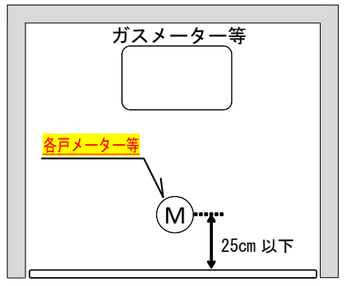
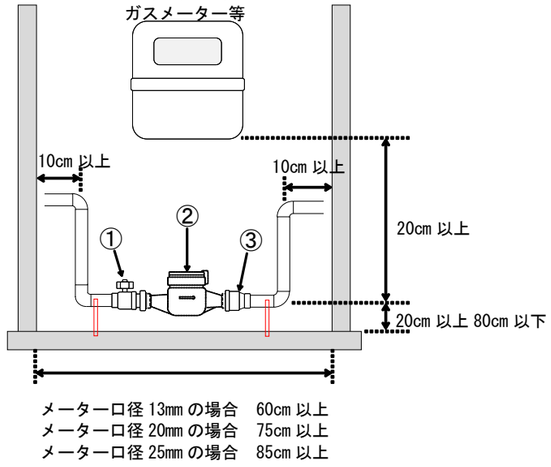
設置メーターの種類を明記
（メーター→各戸メーター）

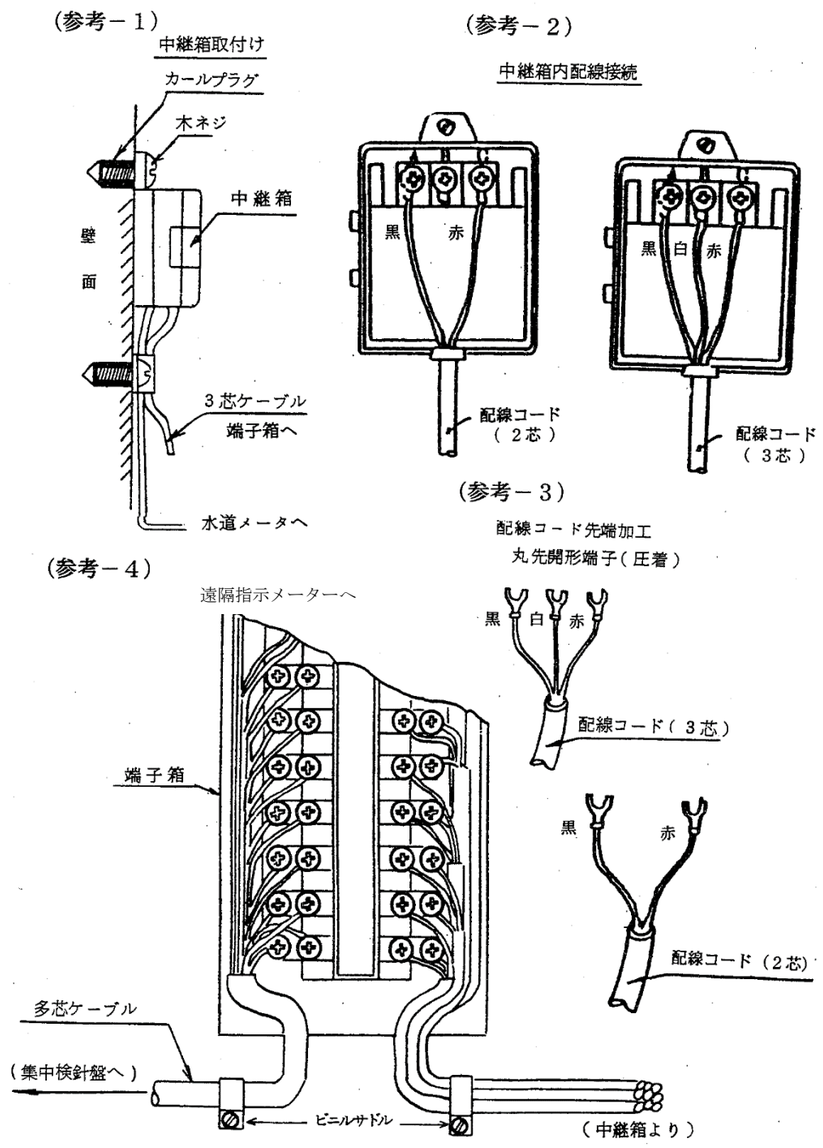
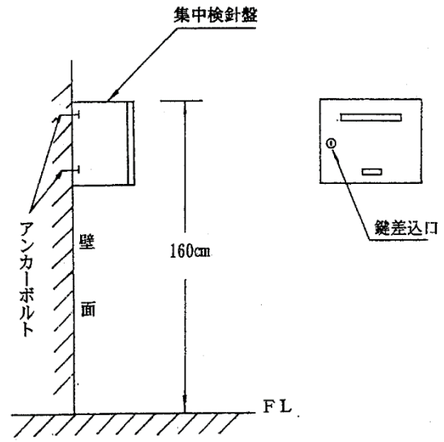
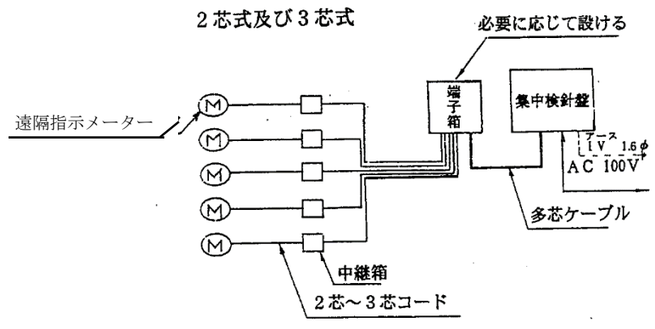
設置メーターの種類を明記
（メーター→各戸メーター）</td>
</tr>
</table>

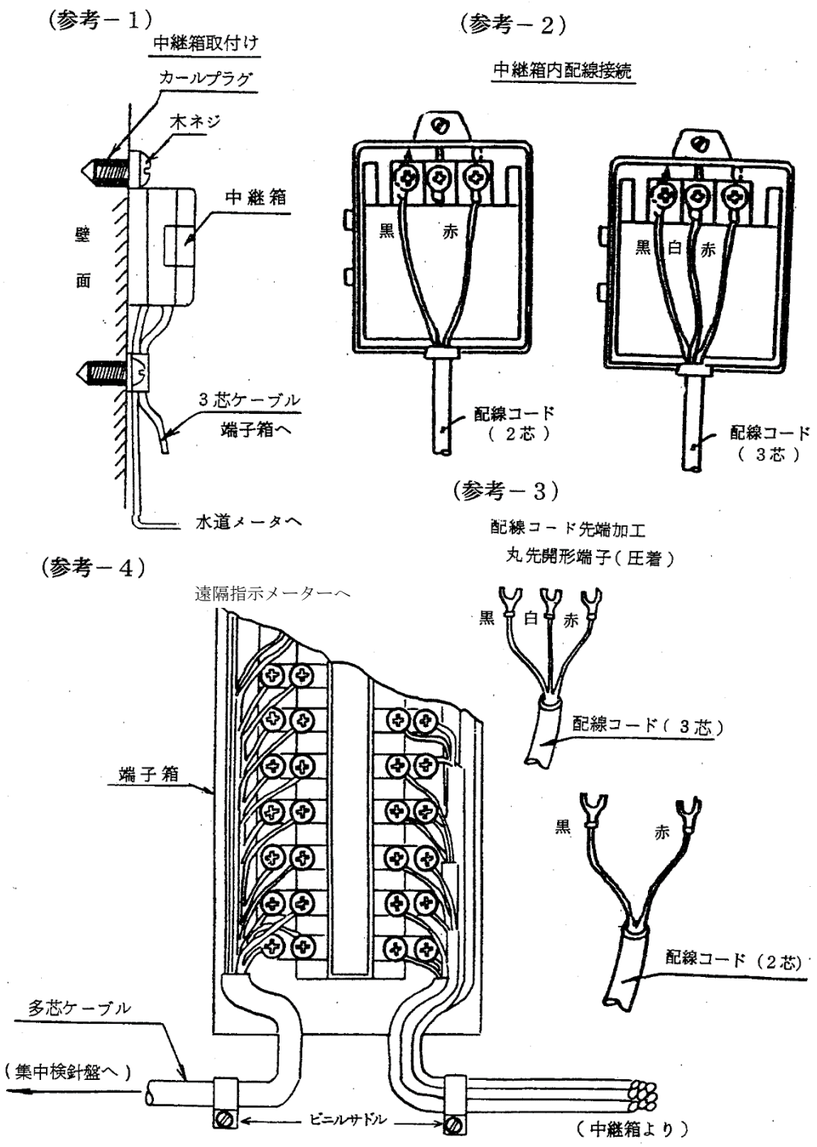
給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現　行	改　正	備　　考
付　則 （施行期日） １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。 （遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準の廃止） ２　遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準（平成１０年４月１日制定）は廃止する。 付　則（平成３１年３月２６日一部改正） この基準は、平成３１年４月１日から施行する。 付　則 （施行期日） １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。	戸に設置するメーターの増設及び各戸メーターの口径変更についての取扱いは次の各号のとおりとする。 (1)　平成２３年３月３１日以前に、条例第２５条に基づき給水負担金が納入されている共同住宅の場合は、新たな給水負担金の納入にかかわらず、第３条第２号に定めるメーターを所有者の負担で設置すること。 (2)　前号に該当しない共同住宅のうち、平成２３年４月１日以降に工事申請された共同住宅の場合は、第３条第２号に定めるメーターを設置するために、第４条に規定する要件に適合するよう所有者の負担で改造すること。この場合の各戸メーターは管理者が設置する。 （工事施行） 第１０条　本基準が定める範囲の工事施行にあたっては、給水装置工事主任技術者の指導に基づき施工しなければならない。 （各戸メーター及び遠隔装置の管理義務） 第１１条　所有者等は、各戸メーター及び遠隔装置について、次の各号に掲げる項目を遵守しなければならない。 (1)　各戸メーター及び遠隔装置は常に清潔に保管し、その設置、撤去、交換、点検若しくは修繕に支障となるような物件を置き又は工作物を設けてはならない。 (2)　各戸メーター又は遠隔装置が故障又は破損したとき、その他異状があったときは、直ちに管理者に届けなければならない。 (3)　各戸メーター又は遠隔装置が故障又は破損したときの取替え及び各戸メーターの有効期間が満了したときの取替えに支障がないよう、メーター廻りの配管の維持管理を適切に行うこと。また、取替えに支障がある場合は、所有者等の負担で配管の取替え等を行わなければならない。 付　則 （施行期日） １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。 （遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準の廃止） ２　遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準（平成１０年４月１日制定）は廃止する。 付　則（平成３１年３月２６日一部改正） この基準は、平成３１年４月１日から施行する。 付　則（令和３年３月２６日一部改正） （施行期日） １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作	普通式契約を締結している場合について、各戸に設置するメーターの増設・各戸メーター口径変更について１条追加し、第８条以降２条ずつ繰り下げ
参-6-5	参-6-5	

現　行	改　正	備　考		
パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準図（第３条関係） 図－１　メーターユニットを設置する場合 （上面図）  （正面図）  		名　称		
---	---			
①	ボール止水栓			
②	水道メーター 又は遠隔指示メーター			
③	逆止弁	 図－２　メーターユニットを設置しない場合 （上面図）  （正面図）  		名　称
---	---			
①	ボール止水栓			
②	水道メーター 又は遠隔指示メーター			
③	逆止弁	 参-6-6	成された書類とみなす。 付　則（令和８年３月２５日全部改正） （施行期日） １　この基準は、令和８年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。 参-6-6	付則の追加

現　行	改　正	備　　考
遠隔装置の設置標準図（第４条関係） 遠隔装置の設置にあたっては次の標準図を参考とし，この標準図によりがたい場合は，その都度協議し，管理者の指示を得るものとする。 図－１　集中検針盤の設置  図－２　系統図  参 6-7	別図１（第４条関係） パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準図（メーターユニットを設置する場合）   \| \| 名　　称 \| \|---\|---\| \| ① \| ボール止水栓 \| \| ② \| 各戸メーター 又は遠隔指示メーター \| \| ③ \| 逆止弁 \| 別図２（第４条関係） パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準図（メーターユニットを設置しない場合）   \| \| 名　　称 \| \|---\|---\| \| ① \| ボール止水栓 \| \| ② \| 各戸メーター 又は遠隔指示メーター \| \| ③ \| 逆止弁 \| 参 6-7	図番号の修正 メーター表記を修正 図番号の修正 メーター表記を修正 各戸メーター等前後の配管に固定器具を追記

現　行	改　正	備　　考
図－３　２芯式及び３芯式  参 6-8	別図３（第５条関係） 遠隔装置の設置標準図（集中検針盤の設置例）  別図４（第５条関係） 遠隔装置の設置標準図（系統図）  参-6-8	図番号の修正 設置→設置例へ修正 図番号の修正

現　行	改　正	備　　考
	別図５（第５条関係） 遠隔装置の設置標準図（２芯式及び３芯式）  参-6-9	図番号の修正 設置→設置例へ修正 図番号の修正

現　行	改　正	備　　考
イ　消防法に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり，消防設備士が水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことから，指定給水工事業者は，水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとしているもの（以下「申請者」という。）に対して，申請地の最小動水圧等の配水管の状況等について，情報を提供すること。 ウ　指定給水工事業者は，申請者に対して，給水装置工事申請時に給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）に定める様式第１号）（以下「申請書」という。）の該当する誓約事項を了知させた上で，申請書を管理者へ提出すること。 4　事前協議 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は，鹿児島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に下記の書類を提出し，事前に協議を行うこと。また，同時に消防設備士を通じて，消防局と別途協議を行うこと。 (1) 位置図 (2) 配管図 (3) 平面図（スプリンクラー系統の配置図） (4) 立面図（スプリンクラー系統の立面図） (5) 損失水頭計算書（消防設備士が計算したものを添付） (6) スプリンクラーヘッド詳細図 (7) 申請書の写し（既存建物の場合） (8) その他，管理者が必要とする書類 5　条　件 (1) 水道直結式スプリンクラー設備 設計は，以下のとおりとする。ただし，水道直結式スプリンクラー設備のうち，乾式スプリンクラー設備（作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備），直結増圧式給水方式によるスプリンクラー設備（ただし，スプリンクラー設備系統のみの直結増圧式給水方式は不可とする。）等で設計を行う場合は，設置可否を含めて事前に別途協議を行うこと。 ア　水理計算は，次の条件にて行うこと。 (ｱ) 設計水圧 設計水圧は，配水管分岐上で０．１４７メガパスカル（１．５重力キログラム毎平方センチメートル）とするが，３階直結給水の事前協議を不要とする区域は，０．１９６メガパスカル（２．０重力キログラム毎平方センチメートル）とすることができる。ただし，旧５町地域（吉田地域，桜島地域，喜入地域，松元地域及び郡山地域）及び低水圧区域については，事前に関係各課と協議を行い，設置可否を含めて決定する。 参-7-2	イ　消防法に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり，消防設備士が水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことから，指定給水工事業者は，水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとしているもの（以下「申請者」という。）に対して，申請地の最小動水圧等の配水管の状況等について，情報を提供すること。 ウ　指定給水工事業者は，申請者に対して，給水装置工事申請時に委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）に定める様式第１号の４）の該当する誓約事項を了知させた上で，給水装置工事申請・申請書兼受水槽以下工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）に定める様式第１号）を管理者へ提出すること。 4　事前協議 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は，鹿児島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に下記の書類を提出し，事前に協議を行うこと。また，同時に消防設備士を通じて，消防局と別途協議を行うこと。 (1) 位置図 (2) 配管図 (3) 平面図（スプリンクラー系統の配置図） (4) 立面図（スプリンクラー系統の立面図） (5) 損失水頭計算書（消防設備士が計算したものを添付） (6) スプリンクラーヘッド詳細図 (7) 申請書の写し（既存建物の場合） (8) その他，管理者が必要とする書類 5　条　件 (1) 水道直結式スプリンクラー設備 設計は，以下のとおりとする。ただし，水道直結式スプリンクラー設備のうち，乾式スプリンクラー設備（作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備），直結増圧式給水方式によるスプリンクラー設備（ただし，スプリンクラー設備系統のみの直結増圧式給水方式は不可とする。）等で設計を行う場合は，設置可否を含めて事前に別途協議を行うこと。 ア　水理計算は，次の条件にて行うこと。 (ｱ) 設計水圧 設計水圧は，配水管分岐上で０．１４７メガパスカル（１．５重力キログラム毎平方センチメートル）とするが，３階直結給水の事前協議を不要とする区域は，０．１９６メガパスカル（２．０重力キログラム毎平方センチメートル）とすることができる。ただし，旧５町地域（吉田地域，桜島地域，喜入地域，松元地域及び郡山地域）及び低水圧区域については，事前に関係各課と協議を行い，設置可否を含めて決定する。 参-7-2	【一部改正】 ・工事申請書、委任状の様式見直しに伴い、表記の見直し ※以下、項目ずれのみ。

旧	新	備　　考
	資料１８ 鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱 （目的） 第１条　この要領は、給水装置・排水設備工事（以下「給排水設備工事」という。）に関連する申請等を、鹿児島市水道局給排水設備工事申請システムを利用して行うために必要な事項を定めるものである。 （定義） 第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）指定工事業者等　鹿児島市給水条例（昭和４３年条例第４３号）第６条で定める指定給水装置工事事業者および鹿児島市下水道条例（昭和４２年条例第１２２号）第７条で定める指定排水設備工事事業者その他別途給排水設備課長が定める者をいう。 （2）システム　鹿児島市水道局給排水設備工事申請システムをいう。 （システムの利用者登録） 第３条　指定工事業者等は、次の各号に定める規約等に同意した上であらかじめ利用者登録を行わなければならない。 (1) 鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱要領（当要領） (2) 鹿児島市ｋｉｎｔｏｎｅ利用規約 (3) 鹿児島市ｋｉｎｔｏｎｅ個人情報保護方針（プライバシーポリシー） ２　利用者登録を行う際は、以下の書類等を用意すること。ただし、給排水設備課長が別途定める者についてはこの限りではない。 （1）登録するメールアドレス （2）指定証の写し（撮影・スキャンしたＰＤＦデータまたは画像データ） （3）指定工事業者等情報 ３　登録するメールアドレスは、指定工事業者等１者につき１つとし、他の指定工事業者等が登録しているメールアドレスを利用した重複登録は不可とする。ただし、給排水設備課長が別途定める条件を満たす者については、この限りではない。 ４　指定工事業者等は、利用者登録処理が完了した翌日の０時からシステムの利用ができるものとする。 （システムの利用） 第４条　システムのうち、指定工事業者等が利用できるものは給排水設備課長が別途定める。 ２　システムはメンテナンス時間を除き原則２４時間３６５日受付を行うが、水道局による事務処理は、原則として水道局の開庁時間内とする。 ３　指定工事業者等によるシステムを利用して行う各種申請については、鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１６年条例第１２５号。以下「オンライン化条例」とい	【参考資料追加】 ・電子申請導入に伴い、電子申請導入に関する取扱の掲載

旧	新	備　　考
	う。）第３条第２項に基づき、オンライン化条例第２条第１号で定義する条例等で定める書面により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を準用し、各種事前協議については、当該事前協議について定める要綱・基準に基づき、当該事前協議について定める要綱・基準に定める書面により行われたものとみなして、当該事前協議に関する要綱・基準等の規定を準用する。 ４　指定工事業者等は、システムを利用して各種申請を行う際、記載されている内容を十分に確認すること。 ５　提出する添付書類は１ファイルにつき１０メガバイトを上限とし、入力フォームで指定されたファイル形式とする。 ６　給排水設備工事申請において、委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）に定める様式第１号の４および鹿児島市下水道条例施行規程（昭和５２年水道局規程第１１号）に定める様式第１号の３）を提出する際は、工事申請者が記名押印または署名した用紙を電子化したファイルを提出すること。 ７　指定工事業者等は、システムを利用して定期的に申請の事務処理進捗状況等を確認し、状況に応じた対応を速やかに行うこと。 ８　申請内容に不備がある場合などの補正指示は原則としてシステムを利用して行う。 （その他） 第５条　システムに関するその他必要な事項は給排水設備課長が別途定める。 ２　システムを利用する指定工事業者等が、システムの運営に大きく損害を与える若しくは与えるおそれがあると判断した場合、給排水設備課長は状況に応じて当該指定工事業者等のシステムの利用停止、登録の抹消その他必要な措置を行うことができる。 付　則（令和８年３月３１日　制定） この取扱は、令和８年４月１日から施行する。 参-18-2	